

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2020年9月10日提出
【発行者名】	アセットマネジメントOne株式会社
【代表者の役職氏名】	取締役社長 菅野 暁
【本店の所在の場所】	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
【事務連絡者氏名】	酒井 隆
【電話番号】	03-6774-5100
【届出の対象とした募集(売出) 内国投資信託受益証券に係るファ ンドの名称】	MHAMトピックスファンド
【届出の対象とした募集(売出) 内国投資信託受益証券の金額】	1兆円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

MHAMトピックスファンド(以下「当ファンド」といいます。)

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権(以下「受益権」と称することがあります。)です。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

また、当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付または信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付けはありません。

(3)【発行(売出)価額の総額】

1兆円を上限とします。

(4)【発行(売出)価格】

取得申込日の基準価額とします。

「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除して求めた金額(純資産総額)を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。ただし、便宜上1万口あたりに換算した価額で表示されることがあります。

基準価額については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会 は下記においてできます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
アセットマネジメントOne株式会社	http://www.am-one.co.jp/	0120-104-694

注：電話番号はコールセンターのものであります(以下同じ)。

電話によるお問い合わせは、営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。(以下同じ。)

(5)【申込手数料】

申込手数料(受益権1口あたり)は、取得申込日の基準価額に、2.2%(税抜2%)を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。なお、申込手数料には、消費税ならびに地方消費税に相当する金額(以下「消費税等相当額」といいます。)が課せられます。

申込手数料については、販売会社にお問い合わせください。

「分配金再投資コース」を選択された場合の収益分配金は、毎計算期末の翌営業日に原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

販売会社で支払いを受けた償還金をもって、当ファンドの受益権の取得申込みをする場合、販売会社によっては取得申込口数のうち当該償還金額の範囲内で取得する口数についての申込手数料を、上記に定める申込手数料の規定にかかわらず、販売会社が独自に定めることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。なお、償還乗換えの際に償還金の支払いを受けたことを証する書類を提示いただくことがあります。

(6) 【申込単位】

申込単位は各販売会社が定める単位とします。

「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」による取得申込が可能です。販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。なお、「分配金再投資コース」を選択されたお申込者は、収益分配金の再投資に際し、1口の整数倍をもって取得することができます。

申込単位および取扱コースについては、販売会社にお問い合わせください。

当初元本は1口当たり1円です。

(7) 【申込期間】

2020年9月11日から2021年3月10日まで

申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

当ファンドの申込取扱場所(以下、「販売会社」といいます。)については、下記の委託会社の照会先までお問い合わせください。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
アセットマネジメントOne株式会社	http://www.am-one.co.jp/	0120-104-694

(9) 【払込期日】

取得申込代金は、取得申込日から起算して4営業日目までに販売会社にお支払いいただきます。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に取得申込代金をお支払いいただく場合があります。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社により、アセットマネジメントOne株式会社(「委託者」または「委託会社」といいます。)の指定する口座を経由してみずほ信託銀行株式会社(「受託者」または「受託会社」といいます。)の指定するファンド口座(受託会社が再信託している場合は、当該再信託受託会社の指定するファンド口座)に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

取得申込代金はお申込みの販売会社にお支払いください。なお、払込取扱場所については、下記の委託会社の照会先までお問い合わせください。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
アセットマネジメントOne株式会社	http://www.am-one.co.jp/	0120-104-694

(1 1) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権にかかる振替機関は以下の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(1 2) 【その他】

投資信託振替制度における振替受益権について

当ファンドの受益権は、2007年1月4日より投資信託振替制度(以下「振替制度」といいます。)に移行しており、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

振替制度においては、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行われます。

確定拠出年金制度に基づくお申込みのお取扱い

確定拠出年金制度によるお申込みの場合は、取扱いが一部異なる場合があります。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

主としてMHAMトピックスマザーファンド（以下「マザーファンド」ということがあります。）

受益証券への投資を通じ、東証株価指数(TOPIX) に連動する投資成果を目指して運用を行います。

東証株価指数(TOPIX [トピックス]=Tokyo Stock Price Index)とは、東京証券取引所第一部全銘柄を対象とした株価指数で、基準時（1968年1月4日終値）の時価総額を100として、その後の時価総額を指数化したものです。

- *1 TOPIXの指数値およびTOPIXの商標は、株式会社東京証券取引所（以下「㈱東京証券取引所」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用などTOPIXに関するすべての権利・ノウハウおよびTOPIXの商標に関するすべての権利は㈱東京証券取引所が有しています。
- *2 ㈱東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの指数値の算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行うことができます。
- *3 ㈱東京証券取引所は、TOPIXの指数値およびTOPIXの商標の使用に関して得られる結果ならびに特定日のTOPIXの指数値について、何ら保証、言及をするものではありません。
- *4 ㈱東京証券取引所は、TOPIXの指数値およびそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また、㈱東京証券取引所は、TOPIXの指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
- *5 MHAMトピックスマザーファンドおよびMHAMトピックスマザーファンドに投資するファンドは、㈱東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではありません。
- *6 ㈱東京証券取引所は、MHAMトピックスマザーファンドおよびMHAMトピックスマザーファンドに投資するファンドの購入者または公衆に対し、MHAMトピックスマザーファンドおよびMHAMトピックスマザーファンドに投資するファンドの説明、投資のアドバイスをする義務を持ちません。
- *7 ㈱東京証券取引所は、委託会社またはMHAMトピックスマザーファンドおよびMHAMトピックスマザーファンドに投資するファンドの購入者のニーズを、TOPIXの指数値を算出する銘柄構成、計算に考慮するものではありません。
- *8 以上の項目に限らず、㈱東京証券取引所はMHAMトピックスマザーファンドおよびMHAMトピックスマザーファンドに投資するファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を負いません。

<ファンドの特色>

東証株価指数（TOPIX）の動きに連動する投資成果を目指します。

株式と株価指数先物取引等の合計の組入比率は、原則として高位を保つことを基本とします。

1兆円を上限に信託金を追加することができます。なお、信託金の上限については、受託会社と合意のうえ変更することができます。

一般社団法人投資信託協会が定める分類方法において、以下のように分類・区分されます。

< 商品分類 >

・商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉となる資産)	補足分類
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 () 資産複合	インデックス型 特殊型

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

・商品分類定義

追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
国内	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
株式	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
インデックス型	目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。

< 属性区分 >

・属性区分表

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル	ファミリーファンド
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年2回	日本	
不動産投信	年4回	北米	ファンド・オブ・ファンズ
その他資産 (投資信託証券)	年6回 (隔月)	欧州	
資産複合 ()	年12回 (毎月)	アジア	対象インデックス
資産配分固定型	日々	オセアニア	
資産配分変更型	その他 ()	中南米	日経225 TOPIX その他 ()
		アフリカ	
		中近東 (中東)	
		エマージング	

当ファンドが投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする資産は、「株式・一般」です。

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

・属性区分定義

その他資産 (投資信託証券)	目論見書又は投資信託約款において、主として「株式」、「債券」及び「不動産投信」以外の資産に投資する旨の記載があるものをいい、括弧内の記載はその該当資産を表す。
株式・一般	目論見書又は投資信託約款において、主として株式に投資する旨の記載があるもので、大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。 当ファンドは、主としてマザーファンド受益証券（投資信託証券）への投資を通じて、株式に投資を行います。
年1回	目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
日本	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
TOPIX	目論見書又は投資信託約款において、TOPIX（東証株価指数）に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。

(注1) 商品分類および属性区分は、委託会社が目論見書または約款の記載内容等に基づいて分類しています。

(注2) 当ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（<https://www.toushin.or.jp/>）をご覧ください。

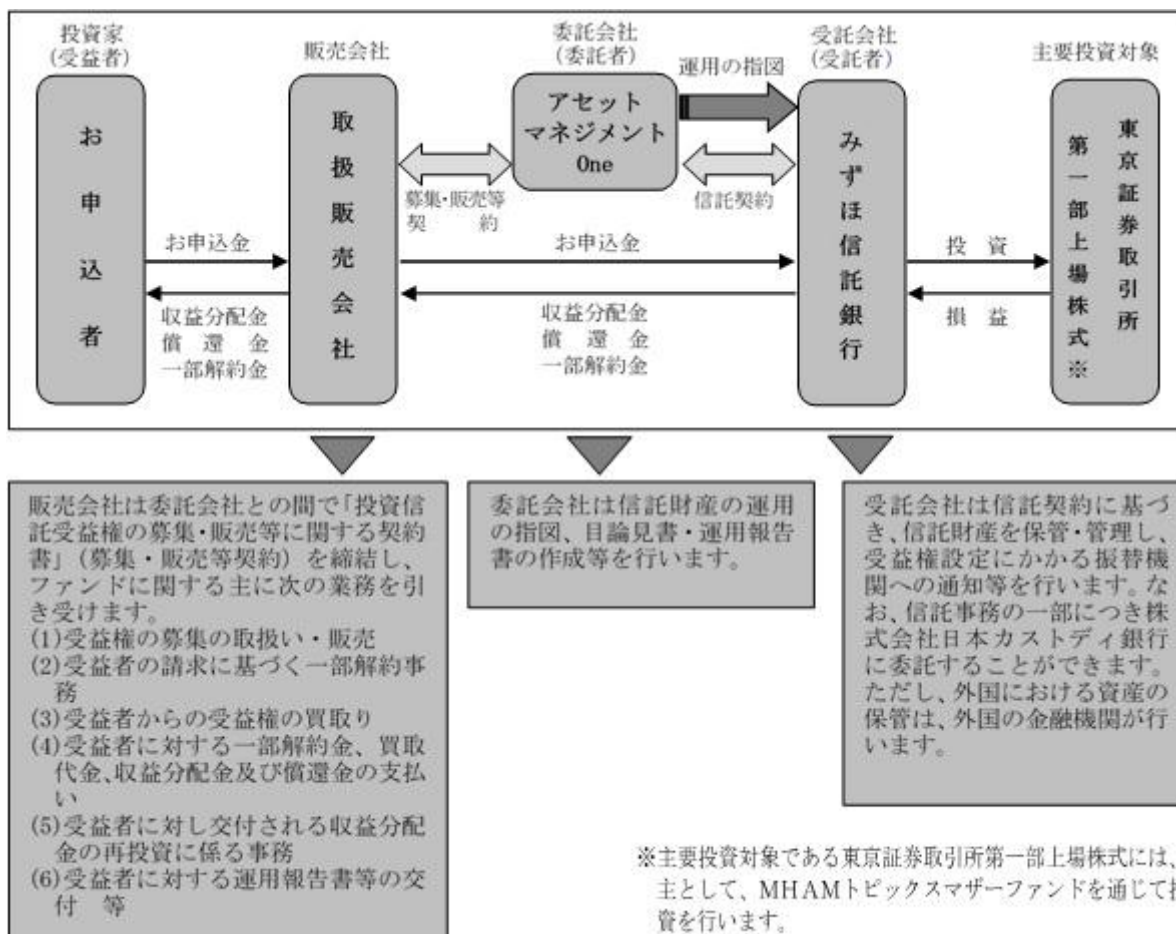
（注3）当ファンドはマザーファンド受益証券（投資信託証券）への投資を通じて、株式を主要投資対象とします。したがって、「商品分類」における投資対象資産と、「属性区分」における投資対象資産の分類・区分は異なります。

（2）【ファンドの沿革】

2001年6月29日	信託契約締結、ファンドの設定・運用開始
2007年1月4日	投資信託振替制度へ移行
2007年7月1日	ファンドの名称を「DKA TOPIX ファンド」から「MHAMトピックスファンド」に変更
2016年10月1日	ファンドの委託会社としての業務をみずほ投信投資顧問株式会社からアセットマネジメントOne株式会社に承継
2018年9月11日	信託財産留保額の撤廃

（3）【ファンドの仕組み】

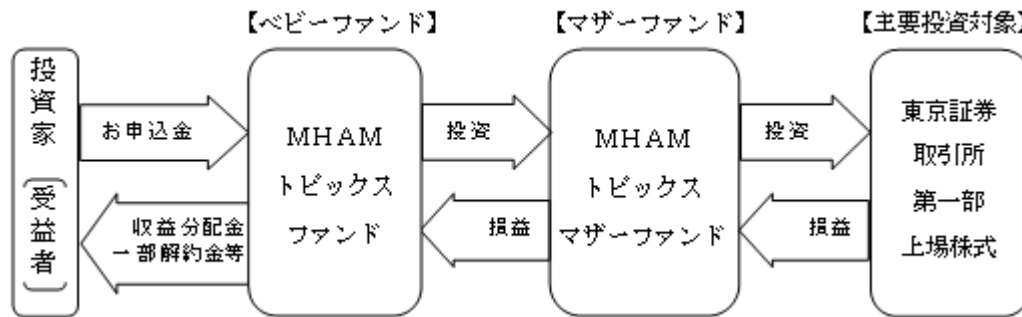
当ファンドの運営の仕組み



ファミリーファンド方式について

当ファンドは「MHAMトピックスマザーファンド」をマザーファンドとするファミリーファンド方式で運用を行います。

ファミリーファンド方式



ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様からお預かりした資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資することにより、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。マザーファンドのほかに、株式等に直接投資する場合があります。

委託会社の概況

名称：アセットマネジメントOne株式会社

本店の所在の場所：東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

資本金の額

20億円（2020年6月30日現在）

委託会社の沿革

1985年7月1日	会社設立
1998年3月31日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
1998年12月1日	証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可
1999年10月1日	第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブリュ・アセットマネジメント株式会社および日本興業投信株式会社と合併し、社名を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする。
2008年1月1日	「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「D I A Mアセットマネジメント株式会社」に商号変更
2016年10月1日	D I A Mアセットマネジメント株式会社、みずほ投信投資顧問株式会社、新光投信株式会社、みずほ信託銀行株式会社（資産運用部門）が統合し、商号をアセットマネジメントOne株式会社に変更

大株主の状況

(2020年6月30日現在)

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	28,000株 ¹	70.0% ²
第一生命ホールディングス株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	12,000株	30.0% ²

1：A種種類株式（15,510株）を含みます。

2：普通株式のみの場合の所有比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループ51.0%、第一生命ホールディングス株式会社49.0%

2【投資方針】

（１）【投資方針】

基本方針

この投資信託は、東証株価指数(TOPIX)に連動する投資成果を目指した運用を行います。

運用方法

1. 主要投資対象

MHAMトピックスマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

2. 投資態度

a. 主としてMHAMトピックスマザーファンド受益証券に投資を行い、東証株価指数(TOPIX)に連動した投資成果を目指します。

b. 投資にあたっては、主としてMHAMトピックスマザーファンド受益証券への投資を通じ、以下の方針に基づき運用を行います。

・東京証券取引所第一部に上場されている株式を主要投資対象とします。

・運用の効率化を図るため、ならびに追加設定・一部解約等に対応するため、株価指数先物取引等を利用することがあります。

・原則として、株式と株価指数先物取引等の合計の組入比率(株式の実質組入比率)は、高位を保つことを基本とします。

c. 非株式(株式以外の資産)への実質投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

「実質投資割合」とは、投資対象である当該資産につき、当ファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該資産のうち当ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の当ファンドの信託財産総額または信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。(以下同じ。)

d. 市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

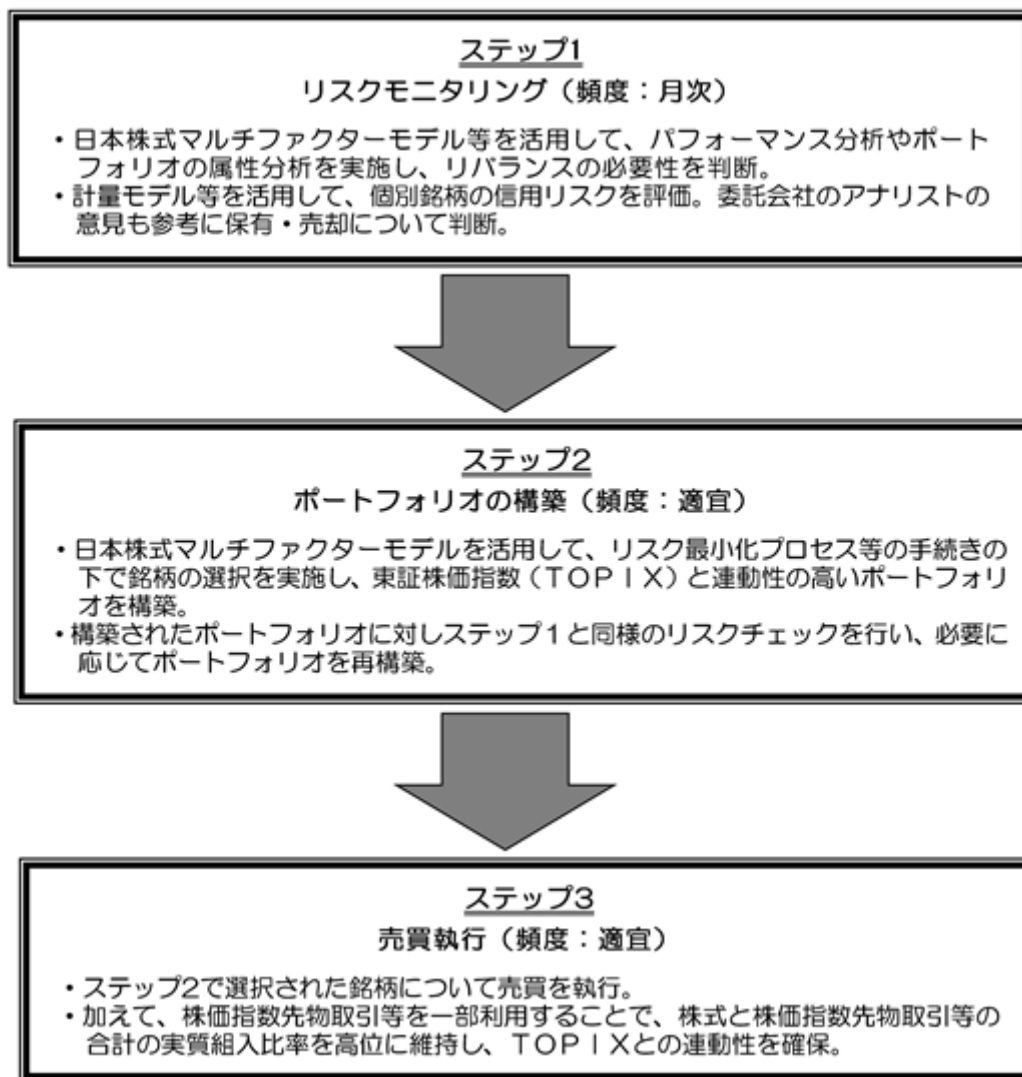
e. 国内において行われる有価証券先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券指数等先物取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。)、有価証券オプション取引(金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。)、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引(以下「有価証券先物取引等」といいます。)を行うことができます。

f. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことができます。

g. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことができます。

ファンドの投資プロセス

当ファンドは、主としてMHAMトピックスマザーファンド受益証券への投資を通じ、以下のプロセスにより東京証券取引所第一部上場株式に投資を行います。



日本株式マルチファクターモデルは、1988年に構築以来随時改良を加えている、アセットマネジメントOneが独自に開発したモデルです。これにより、TOPIX（東証株価指数）に連動する銘柄群を効率的に選り、定期的に銘柄群の見直しをすることによりTOPIXに対する連動性を高めます。

なお、市況動向、設定・解約状況によっては弾力的に対処することがあります。また、使用するモデル等については、市場や経済の構造変化等に対応して、適宜見直しをすることがあります。

（2）【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- a. 有価証券
- b. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第27条、第28条および第29条に定めるものに限りません。）
- c. 金銭債権
- d. 約束手形

2.次に掲げる特定資産以外の資産

a.為替手形

有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主としてアセットマネジメントOne株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結されたMHAMトピックスマザーファンドの受益証券(以下「マザーファンド受益証券」といいます。)および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き、かつ本邦通貨建のものに限ります。)に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人が発行する債券
5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
6. 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)または優先出資引受権を表示する証書
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。 以下同じ。)および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、1. ~ 11. の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。)
14. 投資証券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
15. 外国貸付債権信託受益証券(金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。)
16. オプションを表示する証券または証書(金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。)
17. 預託証書(金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。)
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)
20. 抵当証券(金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。)
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前記21. の有価証券の性質を有するもの

なお、1.の証券または証書、12.および17.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券ならびに12.および17.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13.の証券および14.の証券(外国投資証券で投資法人債券に類する証券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

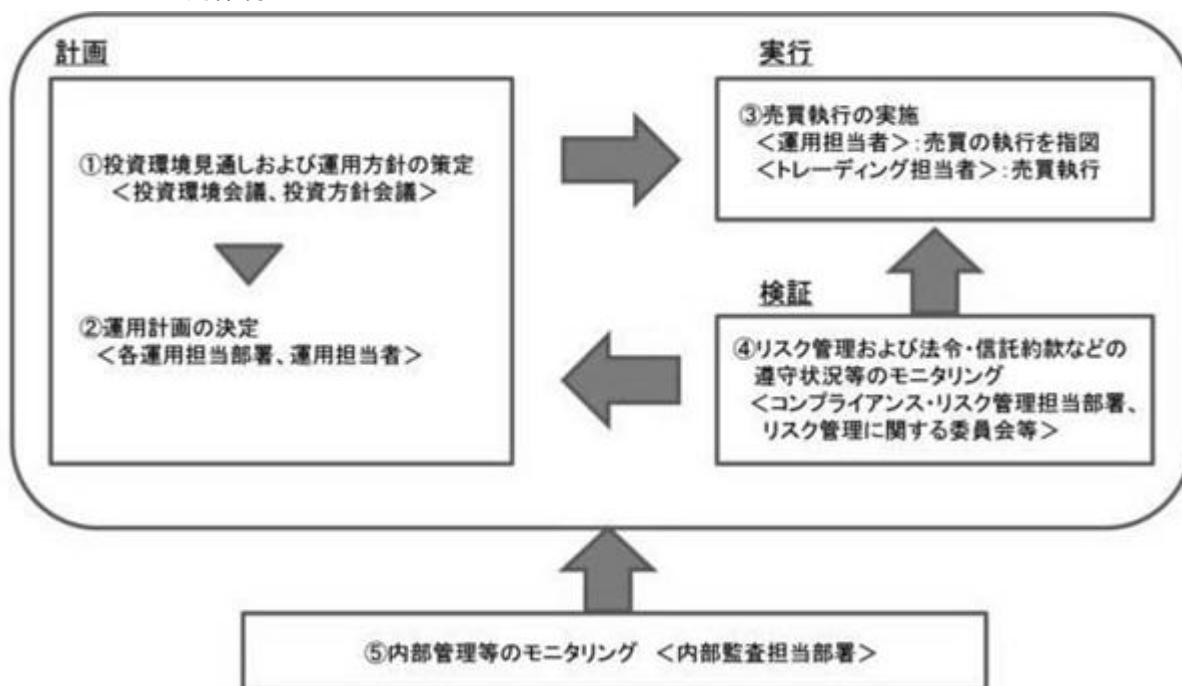
金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。また、の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を以下に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの

(3) 【運用体制】

a. ファンドの運用体制



投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

運用計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

売買執行の実施

運用担当者は、売買計画に基づいて売買の執行を指図します。トレーディング担当者は、最良執行をめざして売買の執行を行います。

モニタリング

運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署(60~70人程度)は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施し、必要に応じて対応を指示します。

定期的開催されるリスク管理に関する委員会等において運用リスク管理状況、運用実績、法令・信託約款などの遵守状況等について検証・報告を行います。

内部管理等のモニタリング

内部監査担当部署(10~20人程度)が運用、管理等に関する業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施します。

b. ファンドの関係法人に関する管理

ファンドの関係法人である受託会社に対して、その業務に関する委託会社の管理担当部署は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認します。

c. 運用体制に関する社内規則

運用体制に関する社内規則として運用管理規程および職務責任権限規程等を設けており、運用担当者の任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図ります。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規を定めています。

運用体制は2020年6月30日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

上記体制は、マザーファンドを通じた実質的な運用体制を記載しております。

(4) 【分配方針】

収益分配方針

年1回の毎決算時(原則として6月10日。ただし、休業日の場合は翌日以降の最初の営業日)に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

1. 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益(繰越分およびマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。))を含みます。および売買益(評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額)等の全額とします。
2. 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。

3. 収益分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金の支払い

1. 収益分配金は、原則として毎計算期間終了日から起算して5営業日までに販売会社において支払いが開始されます。
2. 収益分配金の再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資することにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に対し、お支払します。

(5) 【投資制限】

a. 約款で定める投資制限

株式、新株引受権証券および新株予約権証券(約款 運用の基本方針 運用方法(3)投資制限、約款第21条、第23条および第24条)

1. 株式への実質投資割合には制限を設けません。
2. 委託会社は、新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
3. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所(「証券取引所」とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号口に規定する外国金融商品市場(以下「取引所」といいます。))のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。)に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。なお、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、投資することを指図することができるものとします。
4. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の実質投資割合には制限を設けません。
5. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

非株式[株式以外の資産](約款 運用の基本方針 運用方法 (2)投資態度)

非株式(株式以外の資産)への実質投資割合は、原則として信託財産総額の100分の50を超えないものとします。

投資信託証券(約款第21条)

委託会社は、投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

転換社債等(約款第25条)

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに同一銘柄の新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

外貨建資産(約款 運用の基本方針 運用方法 (3)投資制限)

外貨建資産への投資は行いません。

信用取引(約款第26条)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。
2. 信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - a. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 - b. 株式分割により取得する株券
 - c. 有償増資により取得する株券
 - d. 売出しにより取得する株券
 - e. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券
 - f. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前記e.に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

信用リスク集中回避のための投資制限(約款第26条の1の2)

上記 4. および5.の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

デリバティブ取引等(約款第26条の2)

委託会社は、デリバティブ取引等(デリバティブ取引とは、金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引、選択権付債券売買および商品投資等取引(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条第10号に規定するものをいいます。))を含みます。以下「デリバティブ取引等」といいます(ただし、この信託において取引可能なものに限ります。以下同じ。))について、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

先物取引等(約款第27条)

1. 委託会社は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の有価証券にかかるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。(以下同じ。)
2. 委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

スワップ取引(約款第28条)

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
4. 前記3.においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
5. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
6. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めるときは、担保の提供または担保の受入れの指図を行うものとします。

金利先渡取引(約款第29条)

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
2. 当該取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。)が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。)を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
4. 前記3.においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
5. 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
6. 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めるときは、担保の提供または担保の受入れの指図を行うものとします。

有価証券の貸付(約款第30条)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - a. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価総額を超えないものとします。
 - b. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
2. 前記1.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

資金の借入れ(約款第38条)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を上回らない範囲内とします。
3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
4. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

b. 法令で定める投資制限

同一の法人の発行する株式の取得割合（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

3【投資リスク】

(1) 当ファンドにおける主として想定されるリスクと収益性に与える影響度合い

- ・ 当ファンドは、主としてMHAMトピックスマザーファンド受益証券への投資を通じて値動きのある有価証券等に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、元本や一定の投資成果が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。
- ・ 運用により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者の皆様に帰属します。
- ・ 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・ 登録金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- ・ 投資信託は預貯金とは異なります。
- ・ 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

当ファンドにおいて主として想定されるリスクは以下の通りですが、基準価額の変動要因はこれらに限定されるものではありません。なお、以下のリスクは、主にマザーファンドを通じて当ファンドが行う有価証券等への投資により発生します。

株価変動リスク

投資する企業の株価の下落は、基準価額の下落要因となります。

株価変動リスクとは、株式市場および投資先となっている企業の株価が下落するリスクをいいます。当ファンドが投資する企業の株価が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、当ファンドが投資する企業が業績悪化や倒産等に陥った場合には、当該企業の株価が大きく下落することや無くなることもあり、当ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。なお、当ファンドでは、株式と株価指数先物取引等の合計の組入比率を原則として高位に維持するため、株式市場の動向により基準価額は大きく変動します。また、当ファンドでは、追加設定・一部解約に伴う資金の流出入に対応することにより、株式と株価指数先物取引等の合計の実質組入比率が100%を超える場合があります。

流動性リスク

投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落要因となります。

流動性リスクとは、有価証券を売却(または購入)しようとする際に、需要(または供給)がないため、有価証券を希望する時期に、希望する価格で売却(または購入)することができなくなるリスクをいいます。一般に規模が小さい市場での売買や、取引量の少ない有価証券の売買にあたっては、流動性リスクへの留意が特に必要とされます。また、一般に市場を取り巻く外部環境の急変があった場合には、市場実勢価格での売買ができなくなる可能性が高まります。当ファンドが投資する株式等の流動性が損なわれた場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

信用リスク

投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。

信用リスクとは、公社債等の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金を予め決められた条件で支払うことができなくなる(債務不履行)リスクをいいます。一般に債務不履行が生じた場合、またはその可能性が高まった場合には、当該発行体が発行する公社債および短期金融商品(コマーシャル・ペーパー等)の価格は下落します。また、当該発行体が企業の場合には、一般にその企業の株価が下落する要因となります。当ファンドが投資する株式の発行企業や、株式以外の運用で投資する公社債等の発行体がこうした状況に陥った場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

<その他>

- ・有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。
- ・当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。当該方式は、運用の効率化に資するものですが、一方で、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドに対し、他のベビーファンドにより多額の追加設定・一部解約等がなされた場合には、マザーファンドにおける売買ならびに組入比率の変化等により、当ファンドの基準価額や運用が影響を受ける場合があります。

- ・当ファンドは、証券取引所における取引の停止等があるときには、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことがあります。

<その他の留意点>

当ファンドは、ベンチマークである東証株価指数（TOPIX）の動きと連動する投資成果を目指しておりますが、追加設定・一部解約による運用資金の変動、株価指数の構成銘柄の一部を組入れない場合の影響、銘柄ごとの組入比率が株価指数における構成比率と異なる場合の影響、株価指数先物取引を利用する場合の株価指数と株価指数先物の値動きの差による影響、株価指数先物取引の最低取引単位の存在、売買約定価格と取引所終値との差による影響、売買執行に要する費用や信託報酬等が信託財産から支払われることの影響などにより、当ファンドの基準価額の騰落率と同じ期間におけるベンチマークの騰落率との間に乖離が生じる可能性があります。

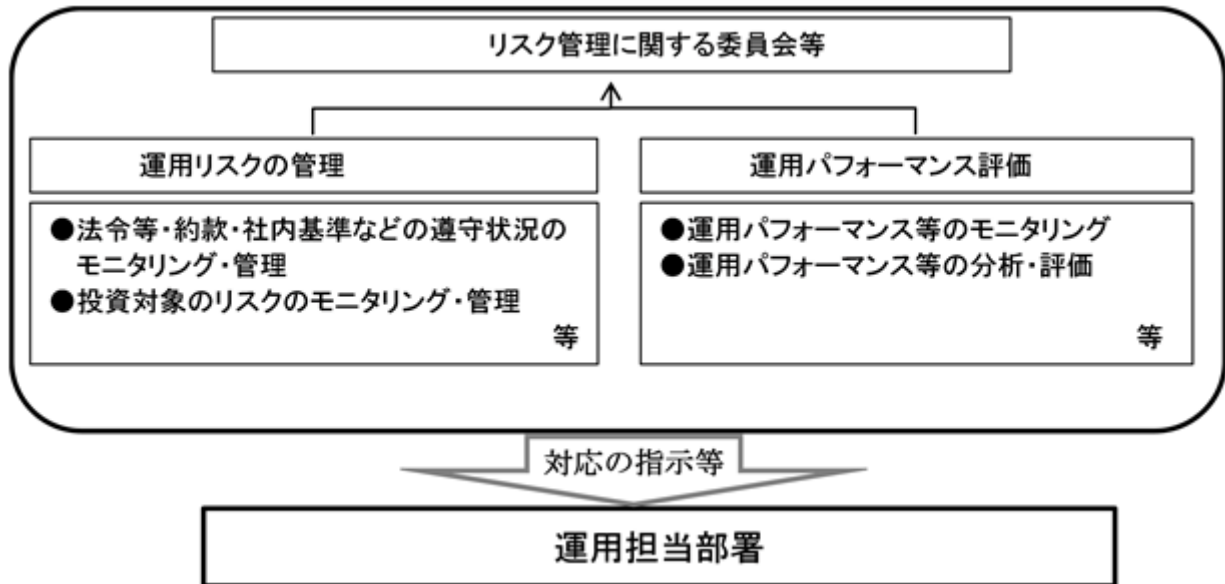
<収益分配金に関する留意点>

- ・投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。
- ・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・投資家（受益者）のファンドの取得価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド取得後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

(2) リスク管理体制

委託会社におけるファンドの投資リスクに対する管理体制については、以下のとおりです。

- ・運用リスクの管理：運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。
- ・運用パフォーマンス評価：運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。
- ・リスク管理に関する委員会等：上記のとおり運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、リスク管理に関する委員会等は総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。



リスク管理体制は2020年6月30日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<参考情報>

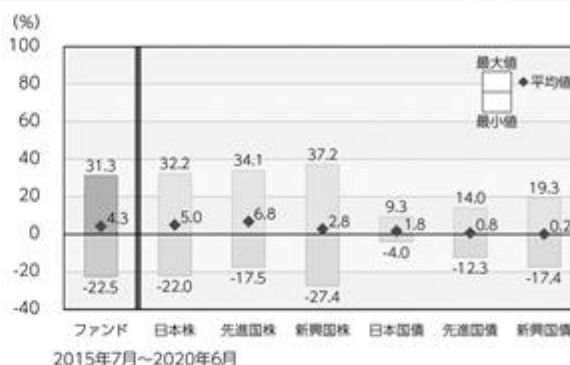
ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



*ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

*全ての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	[東証株価指数(TOPIX)]は、東京証券取引所第一部に上場されているすべての株式の時価総額を指数化したものです。同指数は、株式会社東京証券取引所(旧東京証券取引所)の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、旧東京証券取引所が有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	[MSCIコクサイ・インデックス]は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	[MSCIエマージング・マーケット・インデックス]は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日本国債	NOMURA-BPI国債	[NOMURA-BPI国債]は、野村證券株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	[FTSE世界国債インデックス(除く日本)]は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバシファイド(円ベース)	[JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバシファイド]は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

(注)海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料(受益権1口当たり)は、取得申込日の基準価額に、2.2%(税抜2%)を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。なお、申込手数料には消費税等相当額が課せられます。

申込手数料については、販売会社にお問い合わせください。

「分配金再投資コース」を選択された場合収益分配金は、毎計算期末の翌営業日に原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。

販売会社で支払いを受けた償還金をもって、当ファンドの受益権の取得申込みをする場合、販売会社によっては、取得申込口数のうち当該償還金額の範囲内で取得する口数についての申込手数料を、上記に定める申込手数料の規定にかかわらず、販売会社が独自に定めることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。なお、償還乗換えの際に償還金の支払いを受けたことを証する書類を提示いただくことがあります。

< 申込手数料を対価とする役務の内容 >

商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等にかかる費用の対価

(2)【換金（解約）手数料】

ありません。

(3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.66%（税抜0.6%）の率を乗じて得た額とします。

その配分（税抜）については、純資産総額の残高に応じて次の通りとします。

純資産総額	委託会社	販売会社	受託会社
200億円以下の部分	0.18%	0.35%	0.07%
200億円超500億円以下の部分	0.14%	0.40%	0.06%
500億円超の部分	0.10%	0.45%	0.05%

信託報酬は、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期間の最初の6ヵ月の終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。なお、信託報酬にかかる消費税等相当額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します

信託報酬 = 運用期間中の基準価額 × 信託報酬率

< 信託報酬等を対価とする役務の内容 >

委託会社	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価
販売会社	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

(4)【その他の手数料等】

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該費用にかかる消費税等相当額、外国における資産の保管等に要する費用、特定資産の価格調査に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息および資金の借入れを行った際の当該借入金の利

息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、当該費用にかかる消費税等相当額とともに毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。

当ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引等に要する費用およびこれら手数料ならびに費用にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁するものとします。

上記、
の手数料等(借入金の利息および財務諸表の監査に要する費用を除きます。)については、当ファンドが投資対象とするマザーファンドにおいて発生する場合、マザーファンドの信託財産中から支弁されます。これらはマザーファンドの基準価額に反映されるため、結果として当ファンドの受益者が間接的に負担することとなります。

(5)【課税上の取扱い】

当ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。

個人の受益者に対する課税

収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%(所得税15.315%(復興特別所得税を含みます。))および地方税5%)の税率で源泉徴収による申告不要制度が適用されます。なお、確定申告により、申告分離課税または総合課税(配当控除の適用あり)のいずれかを選択することもできます。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

解約時および償還時

解約時および償還時の差益(譲渡益)については、譲渡所得として、20.315%(所得税15.315%(復興特別所得税を含みます。))および地方税5%)の税率での申告分離課税が適用されます。

原則として確定申告が必要ですが、特定口座(源泉徴収口座)を利用する場合、20.315%(所得税15.315%(復興特別所得税を含みます。))および地方税5%)の税率による源泉徴収が行われます。

解約価額および償還価額から取得費用(申込手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を含みます。)を控除した利益。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

損益通算について

解約（換金）時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告を行うことにより上場株式等（上場株式、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）、公募株式投資信託および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）など。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得および利子所得の金額（配当所得については申告分離課税を選択したものに限り、）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、特定口座（源泉徴収口座）をご利用の場合、その口座内において損益通算を行います（確定申告不要）。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」および未成年者少額投資非課税制度「愛称：ジュニアNISA（ジュニアニーサ）」をご利用の場合
NISAおよびジュニアNISAは、上場株式や公募株式投資信託などにかかる非課税制度です。毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。なお、同非課税口座内で少額上場株式等にかかる譲渡損失が生じた場合には、課税上譲渡損失はないものとみなされ、他の口座の上場株式等の譲渡益および上場株式等の配当所得等の金額との損益通算を行うことはできませんので、ご注意ください。

法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。））の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収は行われません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税（復興特別所得税を含みます。）および地方税がかかりません。また、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

上記は、2020年6月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

課税上の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

個別元本方式について

受益者毎の信託時の受益権の価額等を当該受益者の元本とする個別元本方式は次のとおりです。

< 個別元本について >

受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合には販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースで同一ファンドの受益権を取得する場合はコース別に個別元本の算出が行われる場合があります。

収益分配金に元本払戻金(特別分配金)が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(「元本払戻金(特別分配金)」については、下記の<収益分配金の課税について>を参照。)

<収益分配金の課税について>

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

収益分配の際、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

なお、収益分配金に元本払戻金(特別分配金)が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

税法が改正された場合等は、上記内容が変更になることがあります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

令和2年6月30日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
親投資信託受益証券	1,670,582,906	99.98
内 日本	1,670,582,906	99.98
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	270,478	0.02
純資産総額	1,670,853,384	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

(参考)

MHAMトピックスマザーファンド

令和2年6月30日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
株式	1,571,041,460	94.04
内 日本	1,571,041,460	94.04
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	99,499,494	5.96
純資産総額	1,670,540,954	100.00

その他資産の投資状況

令和2年6月30日現在

資産の種類	時価合計（円）	投資比率（％）
株価指数先物取引（買建）	93,510,000	5.60
内 日本	93,510,000	5.60

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

(注3) 先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

令和2年6月30日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 （円）	評価単価 評価金額 （円）	利率 （％） 償還日	投資 比率 （％）
1	MHAMトピックスマザー ファンド 日本	親投資 信託受 益証券	966,716,571	1.7974 1,737,667,118	1.7281 1,670,582,906	- -	99.98

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

令和2年6月30日現在

種類	投資比率（％）
親投資信託受益証券	99.98
合計	99.98

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

(参考)

MHAMトピックスマザーファンド

令和2年6月30日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類 業種	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	トヨタ自動車 日本	株式 輸送用機器	8,100	7,094.00 57,461,400	6,762.00 54,772,200	- -	3.28
2	ソニー 日本	株式 電気機器	4,500	7,496.00 33,732,000	7,384.00 33,228,000	- -	1.99
3	キーエンス 日本	株式 電気機器	700	44,780.00 31,346,000	45,030.00 31,521,000	- -	1.89
4	ソフトバンクグループ 日本	株式 情報・通信業	5,600	5,355.00 29,988,000	5,450.00 30,520,000	- -	1.83
5	日本電信電話 日本	株式 情報・通信業	9,400	2,512.00 23,612,800	2,515.50 23,645,700	- -	1.42
6	武田薬品工業 日本	株式 医薬品	6,000	4,115.00 24,690,000	3,848.00 23,088,000	- -	1.38
7	三菱UFJフィナンシャル・グループ 日本	株式 銀行業	48,700	469.00 22,840,300	421.60 20,531,920	- -	1.23
8	任天堂 日本	株式 その他製品	400	45,340.00 18,136,000	48,010.00 19,204,000	- -	1.15
9	第一三共 日本	株式 医薬品	2,100	8,968.00 18,832,800	8,806.00 18,492,600	- -	1.11
10	リクルートホールディングス 日本	株式 サービス業	4,900	4,048.00 19,835,200	3,682.00 18,041,800	- -	1.08
11	KDDI 日本	株式 情報・通信業	5,100	3,191.00 16,274,100	3,234.00 16,493,400	- -	0.99
12	ダイキン工業 日本	株式 機械	900	16,760.00 15,084,000	17,335.00 15,601,500	- -	0.93
13	本田技研工業 日本	株式 輸送用機器	5,600	3,039.00 17,018,400	2,755.50 15,430,800	- -	0.92
14	信越化学工業 日本	株式 化学	1,200	12,770.00 15,324,000	12,595.00 15,114,000	- -	0.90
15	三井住友フィナンシャルグループ 日本	株式 銀行業	4,800	3,326.00 15,964,800	3,032.00 14,553,600	- -	0.87
16	花王 日本	株式 化学	1,700	8,966.00 15,242,200	8,540.00 14,518,000	- -	0.87
17	NTTドコモ 日本	株式 情報・通信業	5,000	2,890.00 14,450,000	2,882.00 14,410,000	- -	0.86

18	HOYA	日本	株式 精密機器	1,400	10,050.00 14,070,000	10,260.00 14,364,000	- -	0.86
19	ファナック	日本	株式 電気機器	700	20,440.00 14,308,000	19,260.00 13,482,000	- -	0.81
20	村田製作所	日本	株式 電気機器	2,100	6,508.00 13,666,800	6,316.00 13,263,600	- -	0.79
21	東京エレクトロン	日本	株式 電気機器	500	23,880.00 11,940,000	26,440.00 13,220,000	- -	0.79
22	みずほフィナンシャルグループ	日本	株式 銀行業	97,400	143.00 13,928,200	132.20 12,876,280	- -	0.77
23	日本電産	日本	株式 電気機器	1,700	7,000.00 11,900,000	7,196.00 12,233,200	- -	0.73
24	中外製薬	日本	株式 医薬品	2,100	5,270.00 11,067,000	5,765.00 12,106,500	- -	0.72
25	日立製作所	日本	株式 電気機器	3,500	3,709.00 12,981,500	3,403.00 11,910,500	- -	0.71
26	東京海上ホールディングス	日本	株式 保険業	2,500	5,091.00 12,727,500	4,698.00 11,745,000	- -	0.70
27	伊藤忠商事	日本	株式 卸売業	4,900	2,353.00 11,529,700	2,321.50 11,375,350	- -	0.68
28	アステラス製薬	日本	株式 医薬品	6,200	1,839.50 11,404,900	1,799.50 11,156,900	- -	0.67
29	S M C	日本	株式 機械	200	55,890.00 11,178,000	55,180.00 11,036,000	- -	0.66
30	三菱商事	日本	株式 卸売業	4,600	2,491.50 11,460,900	2,270.00 10,442,000	- -	0.63

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

令和2年6月30日現在

種類	投資比率(%)
株式	94.04
合計	94.04

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

令和2年6月30日現在

業種	国内 / 外国	投資比率 (%)
電気機器	国内	14.45
情報・通信業		9.37
輸送用機器		6.93
化学		6.88
医薬品		6.52
機械		4.86
サービス業		4.80
銀行業		4.69
小売業		4.53
卸売業		4.38
陸運業		3.77
食料品		3.70
建設業		2.48
精密機器		2.45
その他製品		2.20
不動産業		1.90
保険業		1.89
電気・ガス業		1.47
その他金融業		1.06
証券、商品先物取引業		0.75
ガラス・土石製品		0.69
非鉄金属		0.62
ゴム製品		0.60
鉄鋼		0.54
金属製品		0.50
繊維製品		0.48
石油・石炭製品		0.40
空運業		0.33
パルプ・紙		0.20
鋳業		0.19
倉庫・運輸関連業		0.17
海運業		0.13
水産・農林業		0.09
合計	94.04	

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

(参考)

MHAMトピックスマザーファンド

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（参考）

MHAMトピックスマザーファンド

令和2年6月30日現在

種類	取引所	資産の名称	買建/ 売建	数量	簿価金額 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物 取引	大阪取引所	TOPIX 先物 0209月	買建	6	96,260,660	93,510,000	5.60

（注1）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

（注2）先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

直近日(令和2年6月末)、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (百万円)	純資産総額 (分配付) (百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第10計算期間末 (平成23年 6月10日)	1,129	1,144	0.6519	0.6609
第11計算期間末 (平成24年 6月11日)	1,079	1,096	0.5824	0.5914
第12計算期間末 (平成25年 6月10日)	1,488	1,503	0.8893	0.8983
第13計算期間末 (平成26年 6月10日)	1,402	1,415	0.9866	0.9956
第14計算期間末 (平成27年 6月10日)	1,425	1,446	1.3059	1.3249
第15計算期間末 (平成28年 6月10日)	1,181	1,196	1.0682	1.0817
第16計算期間末 (平成29年 6月12日)	1,253	1,275	1.2754	1.2974
第17計算期間末 (平成30年 6月11日)	1,486	1,511	1.4292	1.4532
第18計算期間末 (令和 1年 6月10日)	1,569	1,594	1.2438	1.2638
第19計算期間末 (令和2年6月10日)	1,710	1,739	1.3036	1.3256
令和1年6月末日	1,595	-	1.2436	-
7月末日	1,537	-	1.2541	-
8月末日	1,500	-	1.2112	-
9月末日	1,578	-	1.2833	-
10月末日	1,650	-	1.3468	-
11月末日	1,637	-	1.3716	-
12月末日	1,659	-	1.3903	-
令和2年1月末日	1,637	-	1.3594	-
2月末日	1,482	-	1.2203	-
3月末日	1,438	-	1.1480	-
4月末日	1,514	-	1.1963	-
5月末日	1,645	-	1.2765	-
6月末日	1,670	-	1.2525	-

【分配の推移】

	1口当たりの分配金（円）
第10計算期間	0.0090
第11計算期間	0.0090
第12計算期間	0.0090
第13計算期間	0.0090
第14計算期間	0.0190
第15計算期間	0.0135
第16計算期間	0.0220
第17計算期間	0.0240
第18計算期間	0.0200
第19計算期間	0.0220

【収益率の推移】

	収益率（％）
第10計算期間	2.91
第11計算期間	9.28
第12計算期間	54.24
第13計算期間	11.95
第14計算期間	34.29
第15計算期間	17.17
第16計算期間	21.46
第17計算期間	13.94
第18計算期間	11.57
第19計算期間	6.6

（注1）収益率は期間騰落率です。

（注2）計算期間末が令和1年8月29日以前の収益率については、小数点第2位で表示しています。

（4）【設定及び解約の実績】

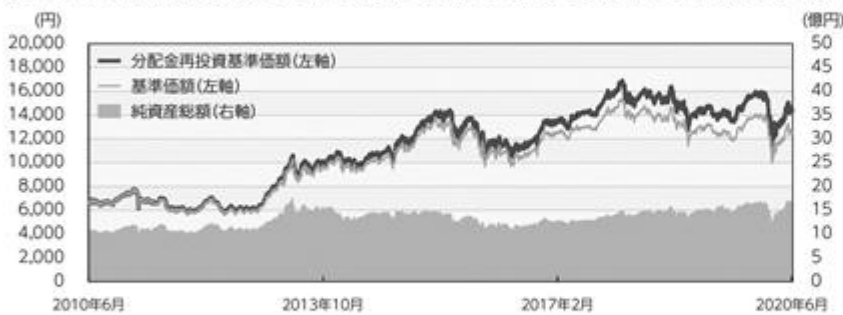
	設定口数	解約口数
第10計算期間	412,587,132	258,546,037
第11計算期間	307,480,597	186,115,860
第12計算期間	404,731,479	585,087,054
第13計算期間	415,192,775	667,030,372
第14計算期間	282,452,469	612,472,406
第15計算期間	275,893,672	261,261,712
第16計算期間	235,331,201	358,383,357
第17計算期間	289,202,857	232,412,332
第18計算期間	421,909,161	199,827,190
第19計算期間	439,743,322	389,648,264

（注）本邦外における設定及び解約はありません。

参考情報

データの基準日:2020年6月30日

基準価額・純資産の推移 (2010年6月30日～2020年6月30日)



※基準価額は1万円当たり・信託報酬控除後の価額です。

※分配金再投資基準価額は、グラフの起点における基準価額に合わせて指数化しています。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。
(設定日:2001年6月29日)

分配の推移(税引前)

2016年 6月	135円
2017年 6月	220円
2018年 6月	240円
2019年 6月	200円
2020年 6月	220円
設定来累計	2,245円

※分配金は1万円当たりです。

主要な資産の状況

■組入銘柄 ※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

順位	銘柄名	比率(%)
1	MHAMTピックスマザーファンド	99.98

■MHAMTピックスマザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。資産の種類の内書は、国/地域を表します。

資産の状況

資産の種類	比率(%)
株式	94.04
内 日本	94.04
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	5.96
合計(純資産総額)	100.00

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	業種	比率(%)
1	トヨタ自動車	株式	日本	輸送用機器	3.28
2	ソニー	株式	日本	電気機器	1.99
3	キーエンス	株式	日本	電気機器	1.89
4	ソフトバンクグループ	株式	日本	情報・通信業	1.83
5	日本電信電話	株式	日本	情報・通信業	1.42
6	武田薬品工業	株式	日本	医薬品	1.38
7	三菱UFJフィナンシャル・グループ	株式	日本	銀行業	1.23
8	任天堂	株式	日本	その他製品	1.15
9	第一三共	株式	日本	医薬品	1.11
10	リクルートホールディングス	株式	日本	サービス業	1.08

その他資産の投資状況

資産の種類	比率(%)
株価指数先物取引(買建)	5.60

株式組入上位5業種

順位	業種	比率(%)
1	電気機器	14.45
2	情報・通信業	9.37
3	輸送用機器	6.93
4	化学	6.88
5	医薬品	6.52

年間収益率の推移(暦年ベース)



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

※2020年については年当初から基準日までの収益率を表示しています。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。

○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 当ファンドのお申込みは、原則として委託会社および販売会社の営業日の午後3時までにお買付けのお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受け付けにかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みといたします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については翌営業日のお取扱いとなります。
- (2) 取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。
- (3) お申込みには、収益の分配がなされた場合に分配金を受領する「分配金受取コース」と、分配金は原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資される「分配金再投資コース」の2つの申込方法があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (4) 申込単位は、各販売会社が定める単位とします。申込単位については販売会社にお問い合わせください。
- (5) 取得申込者と販売会社との間であらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入（積立）をすることができる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (6) 取得申込みにかかる受益権の価額は、取得申込日の基準価額に、販売会社が別に定める申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額を加算した価額とします。
- (7) 販売会社において金額買付け（申込単位が金額にて表示されている場合）による申込みをされた場合、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額は、お申込代金の中から差し引かれます。
- (8) 収益分配金の再投資に関する契約に基づき、収益分配金を再投資する際は、1口単位で購入できるものとします。なお、その際の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。
- (9) 当ファンドを確定拠出年金制度に基づき取得する場合については、確定拠出年金に係る法令・制度等の定めに従って取得申込等の手続が行われます。
- (10) 証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受け付けを取り消すことができます。

2【換金（解約）手続等】

- (1) 受益者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に各販売会社が定める単位をもって解約を請求することができます。
解約単位は、販売会社にお問い合わせください。

- (2) 解約の請求を行う受益者は、振替制度にかかる口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、解約の請求を受益者が行う際は、販売会社に対し振替受益権をもって行うものとし、
- (3) 解約請求の受付については、原則として委託会社および販売会社の営業日の午後3時までに解約のお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みとします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については、翌営業日のお取扱いとなります。
- (4) 解約の価額は、解約請求受付日の基準価額とします。詳しくは、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号
アセットマネジメントOne株式会社	0120-104-694

電話によるお問い合わせは、営業日の午前9時～午後5時までとさせていただきます。（以下同じ。）

- (5) 解約代金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として4営業日目から販売会社において受益者に支払われます。
- (6) 信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限を設ける場合があります。
- (7) 委託会社は、証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。この場合、受益者が当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとし、前記(4)の規定に準じた価額とします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

< 主な投資対象の時価評価方法の原則 >

投資対象	評価方法
マザーファンド受益証券	計算日の基準価額
株式	計算日における取引所の最終相場

当ファンドの基準価額は、委託会社の毎営業日(土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日ならびに12月31日、1月2日および1月3日以外の日とします。)に計算されます。基準価額については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
アセットマネジメントOne株式会社	http://www.am-one.co.jp/	0120-104-694

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

2001年6月29日から無期限とします。

(4) 【計算期間】

原則として毎年6月11日から翌年6月10日までとします。なお、第1期計算期間は、2001年6月29日から2002年6月10日までとします。

上記の規定にかかわらず、計算期間終了日に該当する日(以下「当該日」といいます。)が休業日のとき、計算期間終了日は、当該日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) 【その他】

信託契約の解約

以下の場合には信託契約を解約し信託を終了することがあります。

1. 委託会社は、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき、もしくは信託契約の一部解約により、受益権の総口数が10億口を下回る事となる場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。

a. この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。委託会社はかかる事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

b. 前記a.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一ヶ月を下らないものとします。

c. 前記b.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記1.の信託契約の解約をしません。

d. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

e. 前記b.からd.までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記b.の一定の期間が一ヶ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

- f. 前記1.に定める信託契約の解約を行う場合において、前記b.の期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。なお、買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社の協議により決定するものとします。
2. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
 3. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、「信託約款の変更4.」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
 4. 受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託約款の変更

1. 委託会社は、信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、前記1.の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前記2.の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一ヵ月を下らないものとします。
4. 前記3.の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記1.の信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、この信託約款を変更しないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 前記2.に定める変更を行う場合において、前記3.の期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。なお、買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社の協議により決定するものとします。
7. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

1. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
2. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

関係法人との契約の更改および受託会社の辞任または解任に伴う取扱い

1. 委託会社と販売会社との間の募集・販売等契約は、締結日から原則1年間とし、期間終了の3ヵ月前までに別段の意思表示のない時は、同一条件にて継続されます。

2. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は「信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務処理の一部について、株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<http://www.am-one.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

運用報告書

委託会社は、決算時および信託終了時に期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成します。

- ・ 交付運用報告書は、販売会社を通じて交付いたします。
- ・ 運用報告書（全体版）は、次のアドレスに掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、交付いたします。

<http://www.am-one.co.jp/>

4【受益者の権利等】

(1) 収益分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

受益者が収益分配金支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

なお、「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は受託会社から受けた収益分配金を、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に販売会社に交付します。販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金請求権

受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受

益権で取得申込代金支払前のため、販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者(とします。)に、原則として償還日(休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

(3) 一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることができます。

(4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第19期計算期間(令和1年6月11日から令和2年6月10日まで)の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

1【財務諸表】

【MHAMトピックスファンド】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第18期 令和1年6月10日現在	第19期 令和2年6月10日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	5,611,055	34,838,624
親投資信託受益証券	1,569,291,681	1,710,070,763
未収入金	28,355,900	2,062,000
流動資産合計	1,603,258,636	1,746,971,387
資産合計	1,603,258,636	1,746,971,387
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	25,239,533	28,865,577
未払解約金	3,613,527	2,588,357
未払受託者報酬	555,914	600,845
未払委託者報酬	4,209,021	4,549,649
未払利息	10	-
その他未払費用	12,015	12,380
流動負債合計	33,630,020	36,616,808
負債合計	33,630,020	36,616,808
純資産の部		
元本等		
元本	1,261,976,668	1,312,071,726
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	307,651,948	398,282,853
（分配準備積立金）	264,505,471	199,227,728
元本等合計	1,569,628,616	1,710,354,579
純資産合計	1,569,628,616	1,710,354,579
負債純資産合計	1,603,258,636	1,746,971,387

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

	第18期 自 平成30年6月12日 至 令和1年6月10日	第19期 自 令和1年6月11日 至 令和2年6月10日
営業収益		
受取利息	19	-
有価証券売買等損益	166,831,038	128,489,082
営業収益合計	166,831,019	128,489,082
営業費用		
支払利息	2,725	2,085
受託者報酬	1,120,266	1,201,730
委託者報酬	8,481,914	9,099,335
その他費用	24,593	25,350
営業費用合計	9,629,498	10,328,500
営業利益又は営業損失()	176,460,517	118,160,582
経常利益又は経常損失()	176,460,517	118,160,582
当期純利益又は当期純損失()	176,460,517	118,160,582
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()	14,367,973	14,187,088
期首剰余金又は期首欠損金()	446,307,276	307,651,948
剰余金増加額又は欠損金減少額	131,966,966	111,473,592
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	-	-
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	131,966,966	111,473,592
剰余金減少額又は欠損金増加額	83,290,217	95,950,604
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	83,290,217	95,950,604
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	-	-
分配金	25,239,533	28,865,577
期末剰余金又は期末欠損金()	307,651,948	398,282,853

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第19期	
	自 令和1年6月11日	至 令和2年6月10日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	

(貸借対照表に関する注記)

項目	第18期	第19期
	令和1年6月10日現在	令和2年6月10日現在
1. 期首元本額	1,039,894,697円	1,261,976,668円
期中追加設定元本額	421,909,161円	439,743,322円
期中一部解約元本額	199,827,190円	389,648,264円
2. 受益権の総数	1,261,976,668口	1,312,071,726口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第18期	第19期																					
	自 平成30年6月12日 至 令和1年6月10日	自 令和1年6月11日 至 令和2年6月10日																					
1. 分配金の計算過程	<p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(24,108,223円)、有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(782,657,716円)、分配準備積立金(265,636,781円)より、分配対象収益は1,072,402,720円(1万口当たり8,497円)であり、うち25,239,533円(1万口当たり200円)を分配金額としております。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>配当等収益</td> <td>A</td> <td>24,108,223円</td> </tr> <tr> <td>有価証券売買等損益</td> <td>B</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>収益調整金</td> <td>C</td> <td>782,657,716円</td> </tr> <tr> <td>分配準備積立金</td> <td>D</td> <td>265,636,781円</td> </tr> <tr> <td>分配可能額</td> <td>E=A+B+C+D</td> <td>1,072,402,720円</td> </tr> <tr> <td>収益分配額</td> <td>F</td> <td>25,239,533円</td> </tr> </tbody> </table>	項目			配当等収益	A	24,108,223円	有価証券売買等損益	B	0円	収益調整金	C	782,657,716円	分配準備積立金	D	265,636,781円	分配可能額	E=A+B+C+D	1,072,402,720円	収益分配額	F	25,239,533円	<p>計算期間末における費用控除後の配当等収益(35,106,944円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(897,096,795円)及び分配準備積立金(192,986,361円)より分配対象収益は1,125,190,100円(1万口当たり8,575.67円)であり、うち28,865,577円(1万口当たり220円)を分配金額としております。</p>
項目																							
配当等収益	A	24,108,223円																					
有価証券売買等損益	B	0円																					
収益調整金	C	782,657,716円																					
分配準備積立金	D	265,636,781円																					
分配可能額	E=A+B+C+D	1,072,402,720円																					
収益分配額	F	25,239,533円																					

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	第18期	第19期
	自 平成30年6月12日 至 令和1年6月10日	自 令和1年6月11日 至 令和2年6月10日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める投資を目的とする証券投資信託であり、証券投資信託約款および投資ガイドラインに基づいて運用しております。	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。

<p>2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク</p>	<p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。</p> <p>なお、詳細は附属明細表をご参照下さい。</p> <p>これらは、市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク)、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。</p>	<p>当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク)、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。</p>
<p>3. 金融商品に係るリスク管理体制</p>	<p>運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。</p> <p>リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。</p> <p>なお、具体的には以下のリスクの管理を行っております。</p> <p>市場リスクの管理</p> <p>市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。</p> <p>信用リスクの管理</p> <p>信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。</p> <p>流動性リスクの管理</p> <p>流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。</p>	<p>運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。</p>

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第18期 令和1年6月10日現在	第19期 令和2年6月10日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表に計上している金融商品は、原則として時価評価としているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 親投資信託受益証券 原則として、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務 コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券 「（重要な会計方針に係る事項に関する注記）」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第18期 令和1年6月10日現在	第19期 令和2年6月10日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）	当期の 損益に含まれた 評価差額（円）
親投資信託受益証券	152,902,943	116,490,553
合計	152,902,943	116,490,553

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	第18期 令和1年6月10日現在	第19期 令和2年6月10日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.2438円 (12,438円)	1.3036円 (13,036円)

（４）【附属明細表】

第1 有価証券明細表

（１）株式

該当事項はありません。

（２）株式以外の有価証券

令和2年6月10日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	MHAMトピックスマザーファンド	951,148,987	1,710,070,763	
親投資信託受益証券	合計	951,148,987	1,710,070,763	
合計			1,710,070,763	

（注）親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは、「MHAMトピックスマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

同親投資信託の状況は以下の通りであります。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

MHAMトピックスマザーファンド

貸借対照表

(単位:円)

令和2年6月10日現在

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	57,833,937
株式	1,639,310,180
未収入金	461,925
未収配当金	12,542,138
差入委託証拠金	2,400,000
流動資産合計	1,712,548,180
資産合計	1,712,548,180
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	221,320
前受金	180,000
未払解約金	2,062,000
流動負債合計	2,463,320
負債合計	2,463,320
純資産の部	
元本等	
元本	951,148,987
剰余金	
剰余金又は欠損金()	758,935,873
元本等合計	1,710,084,860
純資産合計	1,710,084,860
負債純資産合計	1,712,548,180

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 令和1年6月11日 至 令和2年6月10日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	令和2年6月10日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	936,331,552円
同期中追加設定元本額	201,665,722円
同期中一部解約元本額	186,848,287円
元本の内訳	
ファンド名	
MHAMトピックスファンド	951,148,987円
計	951,148,987円
2. 受益権の総数	951,148,987口

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 令和1年6月11日 至 令和2年6月10日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク(価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク)、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産が運用対象とする資産の価格変動リスクの低減及び信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的とし行っており、株価の変動によるリスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	令和2年6月10日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありませぬ。
2. 時価の算定方法	<p>(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。</p> <p>(2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。</p> <p>(3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。</p>
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	令和2年6月10日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額(円)
株式	81,387,930
合計	81,387,930

(デリバティブ取引等に関する注記)

株式関連

種類	令和2年6月10日現在			
	契約額等（円）	うち		時価（円）
		1年超		
市場取引 先物取引 買建	64,820,000	-	64,600,000	220,000
合計	64,820,000	-	64,600,000	220,000

(注) 時価の算定方法

株価指数先物取引

- 原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。
- 先物取引の残高表示は、契約額によっております。
- 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものはありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

令和2年6月10日現在	
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1.7979円 (17,979円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

令和2年6月10日現在

銘柄	株式数	評価額（円）		備考
		単価	金額	
日本水産	1,100	521.00	573,100	
マルハニチロ	200	2,343.00	468,600	
サカタのタネ	100	3,510.00	351,000	
ホクト	100	1,975.00	197,500	
ショーボンドホールディングス	200	4,990.00	998,000	
ミライト・ホールディングス	300	1,526.00	457,800	
国際石油開発帝石	4,200	779.80	3,275,160	
石油資源開発	200	2,123.00	424,600	
安藤・間	600	690.00	414,000	
東急建設	400	600.00	240,000	
コムシスホールディングス	400	3,035.00	1,214,000	
高松コンストラクショングループ	100	2,393.00	239,300	
大成建設	800	4,045.00	3,236,000	
大林組	2,300	1,063.00	2,444,900	
清水建設	2,300	921.00	2,118,300	
長谷工コーポレーション	900	1,364.00	1,227,600	
松井建設	300	691.00	207,300	
鹿島建設	1,800	1,296.00	2,332,800	
鉄建建設	100	2,198.00	219,800	

西松建設	200	2,133.00	426,600	
三井住友建設	600	484.00	290,400	
大豊建設	100	2,461.00	246,100	
前田建設工業	700	875.00	612,500	
奥村組	100	2,621.00	262,100	
東鉄工業	100	2,800.00	280,000	
戸田建設	1,000	704.00	704,000	
熊谷組	100	2,723.00	272,300	
大東建託	300	11,650.00	3,495,000	
N I P P O	200	2,615.00	523,000	
前田道路	300	2,182.00	654,600	
東亜建設工業	100	1,601.00	160,100	
日本国土開発	300	540.00	162,000	
東洋建設	400	419.00	167,600	
五洋建設	1,000	587.00	587,000	
住友林業	600	1,352.00	811,200	
大和ハウス工業	2,200	2,916.50	6,416,300	
ライト工業	200	1,537.00	307,400	
積水ハウス	2,400	2,162.50	5,190,000	
ユアテック	200	642.00	128,400	
中電工	100	2,313.00	231,300	
関電工	400	973.00	389,200	
きんでん	600	1,816.00	1,089,600	
住友電設	100	2,398.00	239,800	
日本電設工業	100	2,480.00	248,000	
協和エクシオ	300	2,533.00	759,900	
新日本空調	100	2,546.00	254,600	
日本工営	100	3,215.00	321,500	
九電工	200	3,080.00	616,000	
三機工業	200	1,312.00	262,400	
日揮ホールディングス	700	1,238.00	866,600	
太平電業	100	2,392.00	239,200	
高砂熱学工業	200	1,815.00	363,000	
N E C ネットズエスアイ	300	1,993.00	597,900	
明星工業	200	786.00	157,200	
大気社	100	3,225.00	322,500	
ダイダン	100	2,904.00	290,400	
日比谷総合設備	100	1,852.00	185,200	
日本製粉	200	1,613.00	322,600	
日清製粉グループ本社	800	1,754.00	1,403,200	
昭和産業	100	3,210.00	321,000	
中部飼料	100	1,661.00	166,100	
日本甜菜製糖	100	1,727.00	172,700	
三井製糖	100	2,107.00	210,700	
日本M & A センター	500	4,895.00	2,447,500	
U T グループ	100	2,449.00	244,900	
エス・エム・エス	200	2,657.00	531,400	
パーソルホールディングス	700	1,522.00	1,065,400	
森永製菓	200	4,345.00	869,000	
江崎グリコ	200	5,280.00	1,056,000	

不二家	100	2,267.00	226,700	
山崎製パン	500	1,868.00	934,000	
寿スピリッツ	100	5,270.00	527,000	
カルビー	300	3,010.00	903,000	
森永乳業	100	4,470.00	447,000	
六甲バター	100	1,566.00	156,600	
ヤクルト本社	500	6,890.00	3,445,000	
明治ホールディングス	500	8,260.00	4,130,000	
雪印メグミルク	200	2,631.00	526,200	
プリマハム	100	2,668.00	266,800	
日本ハム	300	4,330.00	1,299,000	
丸大食品	100	1,980.00	198,000	
S Foods	100	2,724.00	272,400	
伊藤ハム米久ホールディングス	500	656.00	328,000	
スタジオアリス	100	1,709.00	170,900	
システナ	300	1,576.00	472,800	
日鉄ソリューションズ	100	2,989.00	298,900	
総合警備保障	300	5,350.00	1,605,000	
いちご	1,000	315.00	315,000	
日本駐車場開発	900	146.00	131,400	
カカクコム	500	2,823.00	1,411,500	
ルネサンス	200	1,203.00	240,600	
ディップ	100	2,486.00	248,600	
SBSホールディングス	100	2,380.00	238,000	
ベネフィット・ワン	300	2,281.00	684,300	
エムスリー	1,500	4,505.00	6,757,500	
アウトソーシング	400	753.00	301,200	
ディー・エヌ・エー	400	1,457.00	582,800	
博報堂DYホールディングス	1,000	1,343.00	1,343,000	
ぐるなび	200	799.00	159,800	
エスプール	200	797.00	159,400	
インフォマート	800	906.00	724,800	
サッポロホールディングス	300	2,226.00	667,800	
アサヒグループホールディングス	1,500	4,416.00	6,624,000	
キリンホールディングス	3,000	2,315.00	6,945,000	
宝ホールディングス	600	1,064.00	638,400	
オエノンホールディングス	500	408.00	204,000	
コカ・コーラ ボトラーズジャパン ホールディングス	500	2,274.00	1,137,000	
サントリー食品インターナショナル	500	4,425.00	2,212,500	
ダイトーグループホールディングス	100	4,765.00	476,500	
伊藤園	200	6,090.00	1,218,000	
キーコーヒー	100	2,297.00	229,700	
日清オイリオグループ	100	3,370.00	337,000	
不二製油グループ本社	200	2,904.00	580,800	
ローソン	200	5,940.00	1,188,000	
サンエー	100	4,300.00	430,000	
カワチ薬品	100	2,669.00	266,900	
エービーシー・マート	100	6,620.00	662,000	
アスクル	100	3,770.00	377,000	

ゲオホールディングス	100	1,375.00	137,500	
アダストリア	100	1,803.00	180,300	
エディオン	300	1,011.00	303,300	
あらた	100	4,590.00	459,000	
サーラコーポレーション	300	598.00	179,400	
東京エレクトロン デバイス	100	2,870.00	287,000	
双日	4,300	261.00	1,122,300	
アルフレッサ ホールディングス	800	2,260.00	1,808,000	
キッコーマン	500	5,430.00	2,715,000	
味の素	1,600	1,833.50	2,933,600	
キュービー	400	2,157.00	862,800	
ハウス食品グループ本社	200	3,665.00	733,000	
カゴメ	300	3,030.00	909,000	
アリアケジャパン	100	7,270.00	727,000	
ニチレイ	300	3,035.00	910,500	
横浜冷凍	400	914.00	365,600	
東洋水産	400	5,570.00	2,228,000	
日清食品ホールディングス	300	8,850.00	2,655,000	
フジッコ	100	1,956.00	195,600	
ロック・フィールド	100	1,313.00	131,300	
日本たばこ産業	4,100	2,206.00	9,044,600	
ケンコーマヨネーズ	100	2,185.00	218,500	
わらべや日洋ホールディングス	100	1,751.00	175,100	
なとり	100	1,745.00	174,500	
北の達人コーポレーション	300	574.00	172,200	
ユーグレナ	300	840.00	252,000	
ゲンゼ	100	3,890.00	389,000	
ヒューリック	1,600	1,092.00	1,747,200	
アルペン	100	1,851.00	185,100	
クオールホールディングス	100	1,242.00	124,200	
神戸物産	300	6,220.00	1,866,000	
ビックカメラ	500	1,167.00	583,500	
DCMホールディングス	400	1,114.00	445,600	
Monotaro	500	4,015.00	2,007,500	
あいホールディングス	100	1,569.00	156,900	
アーランドサービスホールディングス	100	1,960.00	196,000	
J.フロント リテイリング	800	956.00	764,800	
ドトール・日レスホールディングス	100	1,832.00	183,200	
マツモトキヨシホールディングス	300	3,845.00	1,153,500	
ZOZO	500	2,344.00	1,172,000	
ココカラファイン	100	5,800.00	580,000	
三越伊勢丹ホールディングス	1,300	739.00	960,700	
東洋紡	300	1,542.00	462,600	
ユニチカ	600	382.00	229,200	
日清紡ホールディングス	600	889.00	533,400	
倉敷紡績	100	2,385.00	238,500	
ダイワボウホールディングス	100	7,890.00	789,000	
日東紡績	100	5,190.00	519,000	
トヨタ紡織	200	1,535.00	307,000	

マクニカ・富士エレホールディングス	200	1,674.00	334,800
ウエルシアホールディングス	200	8,800.00	1,760,000
クリエイトSDホールディングス	100	3,515.00	351,500
バイタルケーエスケー・ホールディングス	200	1,074.00	214,800
レスターホールディングス	100	2,267.00	226,700
TOKAIホールディングス	500	990.00	495,000
ジョイフル本田	200	1,384.00	276,800
すかいらーくホールディングス	800	1,808.00	1,446,400
日本毛織	400	1,051.00	420,400
ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス	300	1,139.00	341,700
野村不動産ホールディングス	500	2,165.00	1,082,500
三重交通グループホールディングス	300	498.00	149,400
サムティ	100	1,471.00	147,100
プレサンスコーポレーション	200	1,315.00	263,000
フージャースホールディングス	200	577.00	115,400
オープンハウス	200	3,535.00	707,000
東急不動産ホールディングス	2,300	603.00	1,386,900
飯田グループホールディングス	600	1,736.00	1,041,600
帝国繊維	100	2,307.00	230,700
シップヘルスケアホールディングス	100	4,510.00	451,000
セブン&アイ・ホールディングス	2,700	3,889.00	10,500,300
クリエイト・レストランツ・ホールディングス	400	824.00	329,600
ツルハホールディングス	100	15,930.00	1,593,000
サンマルクホールディングス	100	1,861.00	186,100
トリドールホールディングス	200	1,279.00	255,800
帝人	600	1,813.00	1,087,800
東レ	5,300	560.00	2,968,000
クラレ	1,000	1,261.00	1,261,000
旭化成	4,700	940.50	4,420,350
トーカロ	300	1,089.00	326,700
SUMCO	900	1,683.00	1,514,700
JMホールディングス	100	2,698.00	269,800
コメダホールディングス	300	1,924.00	577,200
クスリのアオキホールディングス	100	8,800.00	880,000
スシローグローバルホールディングス	400	2,390.00	956,000
LIXILピバ	100	2,593.00	259,300
セーレン	200	1,394.00	278,800
ワコールホールディングス	200	2,164.00	432,800
ホギメディカル	100	3,410.00	341,000
ワールド	100	1,673.00	167,300
TIS	700	2,259.00	1,581,300
電算システム	100	3,515.00	351,500
グリー	600	461.00	276,600
コーエーテクモホールディングス	200	3,230.00	646,000
三菱総合研究所	100	4,090.00	409,000
KLab	200	774.00	154,800
ネクソン	2,000	2,319.00	4,638,000

コロプラ	200	1,047.00	209,400
ブロードリーフ	500	559.00	279,500
オブティム	100	3,005.00	300,500
ティーガイア	100	2,165.00	216,500
テクマトリックス	100	3,680.00	368,000
ガンホー・オンライン・エンターテイメント	200	1,869.00	373,800
GMOペイメントゲートウェイ	200	11,250.00	2,250,000
インターネットイニシアティブ	100	3,905.00	390,500
SRAホールディングス	100	2,491.00	249,100
朝日ネット	300	1,392.00	417,600
コムチュア	100	2,814.00	281,400
王子ホールディングス	3,000	531.00	1,593,000
日本製紙	400	1,635.00	654,000
北越コーポレーション	600	415.00	249,000
大王製紙	300	1,459.00	437,700
LINE	200	5,360.00	1,072,000
レンゴー	700	876.00	613,200
マクロミル	200	829.00	165,800
昭和電工	500	2,696.00	1,348,000
住友化学	5,200	356.00	1,851,200
日産化学	400	5,500.00	2,200,000
クレハ	100	5,150.00	515,000
テイカ	100	1,548.00	154,800
石原産業	200	787.00	157,400
日本曹達	100	3,020.00	302,000
東ソー	1,100	1,564.00	1,720,400
トクヤマ	200	2,637.00	527,400
セントラル硝子	200	2,090.00	418,000
東亜合成	500	1,088.00	544,000
大阪ソーダ	100	2,565.00	256,500
関東電化工業	200	922.00	184,400
デンカ	300	2,805.00	841,500
イビデン	500	2,969.00	1,484,500
信越化学工業	1,200	12,770.00	15,324,000
堺化学工業	100	2,075.00	207,500
エア・ウォーター	600	1,595.00	957,000
大陽日酸	700	1,979.00	1,385,300
日本パーカライジング	400	1,189.00	475,600
四国化成工業	200	1,144.00	228,800
日本触媒	100	6,060.00	606,000
大日精化工業	100	2,547.00	254,700
カネカ	200	2,994.00	598,800
協和キリン	700	2,829.00	1,980,300
三菱瓦斯化学	700	1,678.00	1,174,600
三井化学	600	2,475.00	1,485,000
JSR	700	2,018.00	1,412,600
東京応化工業	100	5,020.00	502,000
大阪有機化学工業	100	2,046.00	204,600
三菱ケミカルホールディングス	4,700	673.10	3,163,570

KHネオケム	100	2,204.00	220,400	
ダイセル	1,000	925.00	925,000	
住友ベークライト	100	3,370.00	337,000	
積水化学工業	1,500	1,581.00	2,371,500	
日本ゼオン	700	1,060.00	742,000	
アイカ工業	200	3,355.00	671,000	
宇部興産	400	2,006.00	802,400	
積水樹脂	100	2,347.00	234,700	
タキロンシーアイ	300	703.00	210,900	
旭有機材	100	1,517.00	151,700	
ニチバン	100	1,502.00	150,200	
リケンテクノス	300	433.00	129,900	
森六ホールディングス	100	1,731.00	173,100	
日本化薬	500	1,132.00	566,000	
E P Sホールディングス	100	1,106.00	110,600	
プレステージ・インターナショナル	300	938.00	281,400	
アミューズ	100	2,257.00	225,700	
野村総合研究所	1,000	2,784.00	2,784,000	
ケネディクス	700	590.00	413,000	
電通グループ	700	3,040.00	2,128,000	
インテージホールディングス	200	886.00	177,200	
ソースネクスト	400	320.00	128,000	
インフォコム	100	3,120.00	312,000	
扶桑化学工業	100	3,920.00	392,000	
ラクスル	100	2,668.00	266,800	
A D E K A	300	1,523.00	456,900	
日油	300	3,820.00	1,146,000	
アルテリア・ネットワークス	100	2,005.00	200,500	
花王	1,700	8,966.00	15,242,200	
武田薬品工業	6,000	4,115.00	24,690,000	
アステラス製薬	6,200	1,839.50	11,404,900	
大日本住友製薬	500	1,617.00	808,500	
塩野義製薬	900	6,614.00	5,952,600	
あすか製薬	200	1,296.00	259,200	
日本新薬	200	9,040.00	1,808,000	
中外製薬	700	15,810.00	11,067,000	
科研製薬	100	5,730.00	573,000	
エーザイ	900	8,896.00	8,006,400	
ロート製薬	400	3,275.00	1,310,000	
小野薬品工業	1,700	3,027.00	5,145,900	
久光製薬	200	5,580.00	1,116,000	
持田製薬	100	4,170.00	417,000	
参天製薬	1,300	2,037.00	2,648,100	
ツムラ	200	2,930.00	586,000	
日医工	200	1,336.00	267,200	
テルモ	2,000	4,171.00	8,342,000	
みらかホールディングス	200	2,679.00	535,800	
キッセイ薬品工業	100	2,760.00	276,000	
生化学工業	200	1,171.00	234,200	
栄研化学	100	1,849.00	184,900	

日水製薬		200	1,242.00	248,400	
鳥居薬品		100	3,265.00	326,500	
JCRファーマ		100	12,060.00	1,206,000	
東和薬品		100	2,211.00	221,100	
沢井製薬		100	5,970.00	597,000	
ゼリア新薬工業		200	2,038.00	407,600	
第一三共		2,100	8,968.00	18,832,800	
キョーリン製薬ホールディングス		200	2,164.00	432,800	
大幸薬品		100	2,232.00	223,200	
大塚ホールディングス		1,400	4,969.00	6,956,600	
大正製薬ホールディングス		100	6,850.00	685,000	
ペプチドリーム		400	4,975.00	1,990,000	
日本ペイントホールディングス		600	7,880.00	4,728,000	
関西ペイント		800	2,312.00	1,849,600	
中国塗料		300	817.00	245,100	
太陽ホールディングス		100	5,020.00	502,000	
DIC		300	2,878.00	863,400	
サカタイクス		200	1,087.00	217,400	
東洋インキSCホールディングス		100	2,150.00	215,000	
アルプス技研		100	1,961.00	196,100	
日本空調サービス		300	728.00	218,400	
オリエンタルランド		700	15,465.00	10,825,500	
ダスキン		200	2,865.00	573,000	
パーク24		400	2,263.00	905,200	
明光ネットワークジャパン		200	880.00	176,000	
フジ・メディア・ホールディングス		700	1,148.00	803,600	
ラウンドワン		200	932.00	186,400	
リゾートトラスト		400	1,512.00	604,800	
オービック		200	18,220.00	3,644,000	
ジャストシステム		100	7,520.00	752,000	
Zホールディングス		9,800	453.00	4,439,400	
ビー・エム・エル		100	3,085.00	308,500	
トレンドマイクロ		300	6,210.00	1,863,000	
りらいあコミュニケーションズ		200	1,254.00	250,800	
日本オラクル		100	12,350.00	1,235,000	
フューチャー		100	1,811.00	181,100	
ユー・エス・エス		800	1,944.00	1,555,200	
オービックビジネスコンサルタント		100	6,070.00	607,000	
伊藤忠テクノソリューションズ		300	3,760.00	1,128,000	
東計電算		100	4,105.00	410,500	
サイバーエージェント		400	5,110.00	2,044,000	
楽天		3,300	973.00	3,210,900	
大塚商会		400	5,450.00	2,180,000	
サイボウズ		100	3,170.00	317,000	
電通国際情報サービス		100	5,000.00	500,000	
デジタルガレージ		100	3,850.00	385,000	
イーエムシステムズ		200	899.00	179,800	
C I J		200	928.00	185,600	
エン・ジャパン		100	3,165.00	316,500	
富士フイルムホールディングス		1,400	5,011.00	7,015,400	

コニカミノルタ	1,700	453.00	770,100
資生堂	1,400	7,223.00	10,112,200
ライオン	900	2,442.00	2,197,800
マンダム	200	2,135.00	427,000
ミルボン	100	5,270.00	527,000
ファンケル	300	3,050.00	915,000
コーセー	100	14,870.00	1,487,000
ポーラ・オルビスホールディングス	300	2,228.00	668,400
ノエビアホールディングス	100	4,705.00	470,500
エステー	100	1,655.00	165,500
コニシ	100	1,552.00	155,200
長谷川香料	100	2,303.00	230,300
小林製薬	200	9,700.00	1,940,000
タカラバイオ	200	3,385.00	677,000
J C U	100	3,185.00	318,500
デクセリアルズ	200	882.00	176,400
アース製薬	100	7,390.00	739,000
北興化学工業	400	624.00	249,600
大成ラミック	100	2,778.00	277,800
クミアイ化学工業	300	900.00	270,000
ニチレキ	100	1,652.00	165,200
出光興産	800	2,429.00	1,943,200
J X T Gホールディングス	11,600	421.90	4,894,040
コスモエネルギーホールディングス	200	1,749.00	349,800
横浜ゴム	400	1,725.00	690,000
TOYO TIRE	400	1,589.00	635,600
ブリヂストン	2,000	3,703.00	7,406,000
住友ゴム工業	700	1,191.00	833,700
オカモト	100	3,980.00	398,000
アキレス	100	1,761.00	176,100
フコク	200	692.00	138,400
ニッタ	100	2,394.00	239,400
住友理工	200	681.00	136,200
三ツ星ベルト	100	1,769.00	176,900
パンドー化学	200	656.00	131,200
A G C	700	3,440.00	2,408,000
日本板硝子	600	469.00	281,400
有沢製作所	200	834.00	166,800
日本電気硝子	300	1,907.00	572,100
住友大阪セメント	100	3,890.00	389,000
太平洋セメント	500	2,620.00	1,310,000
東海カーボン	800	1,055.00	844,000
ノリタケカンパニーリミテド	100	3,700.00	370,000
T O T O	500	4,530.00	2,265,000
日本碍子	900	1,681.00	1,512,900
日本特殊陶業	600	1,762.00	1,057,200
フジインコーポレーテッド	100	3,125.00	312,500
ニチアス	200	2,446.00	489,200
日本製鉄	3,100	1,095.50	3,396,050
神戸製鋼所	1,600	430.00	688,000

合同製鐵	100	2,149.00	214,900
ジェイ エフ イー ホールディングス	2,000	894.00	1,788,000
東京製鐵	400	678.00	271,200
共英製鋼	100	1,450.00	145,000
大和工業	200	2,297.00	459,400
淀川製鋼所	100	1,817.00	181,700
丸一鋼管	200	2,868.00	573,600
大同特殊鋼	100	3,780.00	378,000
日本冶金工業	100	1,812.00	181,200
愛知製鋼	100	3,170.00	317,000
日立金属	800	1,332.00	1,065,600
大平洋金属	100	1,870.00	187,000
日本製鋼所	200	1,656.00	331,200
日本軽金属ホールディングス	2,100	196.00	411,600
三井金属鉱業	200	2,400.00	480,000
東邦亜鉛	100	1,678.00	167,800
三菱マテリアル	500	2,486.00	1,243,000
住友金属鉱山	900	3,186.00	2,867,400
DOWAホールディングス	200	3,615.00	723,000
東邦チタニウム	200	747.00	149,400
UACJ	100	2,083.00	208,300
古河電気工業	200	2,720.00	544,000
住友電気工業	2,600	1,377.00	3,580,200
フジクラ	1,100	340.00	374,000
昭和電線ホールディングス	100	1,091.00	109,100
リョービ	100	1,477.00	147,700
アサヒホールディングス	100	2,779.00	277,900
東洋製罐グループホールディングス	500	1,354.00	677,000
横河ブリッジホールディングス	200	2,199.00	439,800
三和ホールディングス	800	1,010.00	808,000
文化シャッター	300	796.00	238,800
LIXILグループ	1,000	1,638.00	1,638,000
ノーリツ	200	1,306.00	261,200
長府製作所	100	2,325.00	232,500
リンナイ	100	9,350.00	935,000
ユニプレス	200	1,076.00	215,200
日東精工	300	497.00	149,100
岡部	200	855.00	171,000
東プレ	200	1,384.00	276,800
高周波熱錬	200	581.00	116,200
パイオラックス	100	1,737.00	173,700
日本発条	800	796.00	636,800
三浦工業	300	4,480.00	1,344,000
タクマ	300	1,442.00	432,600
テクノプロ・ホールディングス	100	6,790.00	679,000
ジャパンマテリアル	200	1,703.00	340,600
ベクトル	200	960.00	192,000
M&Aキャピタルパートナーズ	100	4,265.00	426,500
リクルートホールディングス	4,900	4,048.00	19,835,200

ツガミ	200	1,018.00	203,600
オークマ	100	5,070.00	507,000
芝浦機械	100	2,411.00	241,100
アマダ	1,000	1,012.00	1,012,000
アイダエンジニアリング	300	782.00	234,600
F U J I	300	1,953.00	585,900
牧野フライス製作所	100	3,685.00	368,500
オーエスジー	400	1,745.00	698,000
旭ダイヤモンド工業	300	545.00	163,500
D M G 森精機	500	1,438.00	719,000
ソディック	200	875.00	175,000
ディスコ	100	26,730.00	2,673,000
日東工器	100	2,016.00	201,600
日本郵政	5,600	848.80	4,753,280
ベルシステム24ホールディングス	200	1,456.00	291,200
ソラスト	200	1,239.00	247,800
豊田自動織機	500	5,920.00	2,960,000
島精機製作所	100	1,640.00	164,000
オプトラン	100	2,570.00	257,000
ヤマシンフィルタ	200	1,068.00	213,600
やまびこ	200	1,011.00	202,200
ナブテスコ	400	3,420.00	1,368,000
三井海洋開発	100	1,739.00	173,900
S M C	200	55,890.00	11,178,000
オイレス工業	100	1,464.00	146,400
サトーホールディングス	100	2,568.00	256,800
技研製作所	100	5,020.00	502,000
小松製作所	3,300	2,306.00	7,609,800
住友重機械工業	400	2,695.00	1,078,000
日立建機	300	3,055.00	916,500
クボタ	3,800	1,613.50	6,131,300
月島機械	200	1,300.00	260,000
新東工業	200	814.00	162,800
澁谷工業	100	3,140.00	314,000
アイチコーポレーション	300	754.00	226,200
小森コーポレーション	200	734.00	146,800
荏原製作所	300	2,729.00	818,700
ダイキン工業	900	16,760.00	15,084,000
栗田工業	400	3,075.00	1,230,000
椿本チエイン	100	2,960.00	296,000
日機装	300	1,056.00	316,800
レイズネクスト	200	1,236.00	247,200
アネスト岩田	200	876.00	175,200
ダイフク	400	8,860.00	3,544,000
タダノ	400	939.00	375,600
フジテック	300	1,809.00	542,700
C K D	200	1,969.00	393,800
平和	200	1,895.00	379,000
理想科学工業	100	1,495.00	149,500
S A N K Y O	200	2,886.00	577,200

フクシマガリレイ	100	3,590.00	359,000	
竹内製作所	100	1,808.00	180,800	
アマノ	200	2,458.00	491,600	
J U K I	200	661.00	132,200	
ブラザー工業	900	2,116.00	1,904,400	
マックス	200	1,677.00	335,400	
モリタホールディングス	100	1,753.00	175,300	
グローリー	200	2,641.00	528,200	
セガサミーホールディングス	700	1,389.00	972,300	
T P R	100	1,589.00	158,900	
ツバキ・ナカシマ	300	1,050.00	315,000	
ホシザキ	200	9,220.00	1,844,000	
日本精工	1,400	898.00	1,257,200	
N T N	1,900	253.00	480,700	
ジェイテクト	700	964.00	674,800	
不二越	100	3,740.00	374,000	
ミネベアミツミ	1,400	2,115.00	2,961,000	
日本トムソン	500	401.00	200,500	
T H K	400	2,959.00	1,183,600	
前澤給装工業	100	1,994.00	199,400	
日本ピラー工業	100	1,474.00	147,400	
キッツ	400	736.00	294,400	
日立製作所	3,500	3,709.00	12,981,500	
三菱電機	7,200	1,483.50	10,681,200	
富士電機	400	3,055.00	1,222,000	
安川電機	800	3,895.00	3,116,000	
シンフォニア テクノロジー	200	1,126.00	225,200	
明電舎	200	1,824.00	364,800	
デンヨー	100	1,933.00	193,300	
ジャパンエレベーターサービスホールディングス	100	3,175.00	317,500	
キュービーネットホールディングス	100	2,225.00	222,500	
マキタ	900	3,920.00	3,528,000	
東芝テック	100	3,990.00	399,000	
マブチモーター	200	3,600.00	720,000	
日本電産	1,700	7,000.00	11,900,000	
ダイヘン	100	3,605.00	360,500	
J V C ケンウッド	800	190.00	152,000	
日新電機	200	1,154.00	230,800	
大崎電気工業	300	527.00	158,100	
オムロン	600	7,440.00	4,464,000	
日東工業	100	1,886.00	188,600	
I D E C	100	1,750.00	175,000	
ジーエス・ユアサ コーポレーション	300	1,969.00	590,700	
日本電気	900	5,040.00	4,536,000	
富士通	700	11,925.00	8,347,500	
沖電気工業	300	1,111.00	333,300	
電気興業	100	2,765.00	276,500	
サンケン電気	100	2,494.00	249,400	
ルネサスエレクトロニクス	3,600	647.00	2,329,200	

セイコーエプソン	900	1,423.00	1,280,700
ワコム	600	595.00	357,000
アルバック	100	3,320.00	332,000
E I Z O	100	4,300.00	430,000
日本信号	300	1,223.00	366,900
京三製作所	500	535.00	267,500
能美防災	100	2,073.00	207,300
エレコム	100	5,130.00	513,000
パナソニック	8,300	987.00	8,192,100
シャープ	900	1,276.00	1,148,400
アンリツ	500	2,403.00	1,201,500
富士通ゼネラル	200	2,256.00	451,200
ソニー	4,500	7,496.00	33,732,000
T D K	400	11,140.00	4,456,000
タムラ製作所	400	484.00	193,600
アルプスアルパイン	700	1,583.00	1,108,100
ヨコオ	100	2,808.00	280,800
ホシデン	300	984.00	295,200
ヒロセ電機	100	12,430.00	1,243,000
日本航空電子工業	200	1,676.00	335,200
マクセルホールディングス	300	1,122.00	336,600
アイコム	100	3,015.00	301,500
横河電機	700	1,711.00	1,197,700
アズビル	500	3,010.00	1,505,000
日本光電工業	300	3,445.00	1,033,500
共和電業	500	411.00	205,500
堀場製作所	100	5,890.00	589,000
アドバンテスト	500	6,070.00	3,035,000
エスベック	100	1,828.00	182,800
キーエンス	700	44,780.00	31,346,000
シスメックス	500	8,325.00	4,162,500
メガチップス	100	2,067.00	206,700
デンソー	1,600	4,237.00	6,779,200
コーセル	200	947.00	189,400
イリソ電子工業	100	3,950.00	395,000
オブテックスグループ	200	1,413.00	282,600
レーザーテック	300	9,690.00	2,907,000
スタンレー電気	500	2,823.00	1,411,500
ウシオ電機	400	1,520.00	608,000
日本セラミック	100	2,405.00	240,500
図研	100	2,747.00	274,700
日本電子	100	2,929.00	292,900
カシオ計算機	600	1,982.00	1,189,200
ファナック	700	20,440.00	14,308,000
日本シイエムケイ	300	450.00	135,000
エンプラス	100	2,605.00	260,500
ローム	300	7,680.00	2,304,000
浜松ホトニクス	500	4,825.00	2,412,500
三井ハイテック	100	1,651.00	165,100
新光電気工業	300	1,432.00	429,600

京セラ	1,000	6,156.00	6,156,000	
太陽誘電	300	3,415.00	1,024,500	
村田製作所	2,100	6,508.00	13,666,800	
日東電工	500	6,170.00	3,085,000	
東海理化電機製作所	200	1,677.00	335,400	
ニチコン	400	812.00	324,800	
K O A	200	1,116.00	223,200	
日立造船	800	411.00	328,800	
三菱重工業	1,200	2,971.00	3,565,200	
川崎重工業	600	1,925.00	1,155,000	
I H I	500	1,820.00	910,000	
三菱ロジスネクスト	100	1,092.00	109,200	
F P G	300	706.00	211,800	
全国保証	200	4,350.00	870,000	
めぶきフィナンシャルグループ	3,600	257.00	925,200	
東京きらぼしフィナンシャルグループ	100	1,157.00	115,700	
九州フィナンシャルグループ	1,700	469.00	797,300	
かんぽ生命保険	300	1,511.00	453,300	
ゆうちょ銀行	1,900	921.00	1,749,900	
コンコルディア・フィナンシャルグループ	4,200	373.00	1,566,600	
西日本フィナンシャルホールディングス	600	791.00	474,600	
アルヒ	100	1,694.00	169,400	
日産自動車	8,800	463.90	4,082,320	
いすゞ自動車	2,100	1,070.00	2,247,000	
トヨタ自動車	8,100	7,094.00	57,461,400	
日野自動車	1,000	816.00	816,000	
三菱自動車工業	2,700	337.00	909,900	
武蔵精密工業	300	1,158.00	347,400	
日産車体	200	1,028.00	205,600	
新明和工業	200	1,104.00	220,800	
極東開発工業	200	1,400.00	280,000	
日信工業	200	2,211.00	442,200	
トピー工業	100	1,465.00	146,500	
タチエス	200	987.00	197,400	
N O K	400	1,471.00	588,400	
フタバ産業	300	531.00	159,300	
K Y B	100	2,407.00	240,700	
プレス工業	500	305.00	152,500	
太平洋工業	200	1,106.00	221,200	
ケーヒン	200	2,551.00	510,200	
アイシン精機	600	3,635.00	2,181,000	
マツダ	2,200	815.00	1,793,000	
本田技研工業	5,600	3,039.00	17,018,400	
スズキ	1,400	4,155.00	5,817,000	
S U B A R U	2,200	2,593.50	5,705,700	
ヤマハ発動機	1,000	1,773.00	1,773,000	
ショーワ	200	2,253.00	450,600	
小糸製作所	400	4,825.00	1,930,000	

エクセディ	100	1,841.00	184,100	
豊田合成	300	2,441.00	732,300	
愛三工業	300	623.00	186,900	
エフ・シー・シー	200	2,066.00	413,200	
シマノ	300	19,730.00	5,919,000	
テイ・エス テック	200	3,210.00	642,000	
関西みらいフィナンシャルグループ	500	435.00	217,500	
第四北越フィナンシャルグループ	100	2,326.00	232,600	
小野建	100	1,269.00	126,900	
ノジマ	100	2,478.00	247,800	
佐鳥電機	200	883.00	176,600	
カップ・クリエイト	100	1,505.00	150,500	
ナガイレーベン	100	2,644.00	264,400	
三菱食品	100	2,891.00	289,100	
良品計画	900	1,587.00	1,428,300	
第一興商	100	3,970.00	397,000	
メディカルホールディングス	800	2,178.00	1,742,400	
S P K	200	1,445.00	289,000	
アズワン	100	11,580.00	1,158,000	
ドウシシャ	100	1,567.00	156,700	
小津産業	100	1,783.00	178,300	
イオン北海道	200	800.00	160,000	
コーナン商事	100	3,130.00	313,000	
ネットワンシステムズ	300	3,400.00	1,020,000	
パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	1,600	2,208.00	3,532,800	
西松屋チェーン	200	948.00	189,600	
ゼンショーホールディングス	300	2,280.00	684,000	
幸楽苑ホールディングス	100	1,616.00	161,600	
日本ライフライン	200	1,465.00	293,000	
サイゼリヤ	100	2,264.00	226,400	
V Tホールディングス	400	348.00	139,200	
アルゴグラフィックス	100	3,680.00	368,000	
ユナイテッドアローズ	100	2,108.00	210,800	
ハイデイ日高	100	1,902.00	190,200	
コロワイド	300	1,697.00	509,100	
壺番屋	100	5,410.00	541,000	
スギホールディングス	100	7,000.00	700,000	
島津製作所	900	2,914.00	2,622,600	
スター精密	200	1,342.00	268,400	
東京精密	100	3,745.00	374,500	
マニー	300	2,966.00	889,800	
ニコン	1,100	1,018.00	1,119,800	
トプコン	400	1,031.00	412,400	
オリンパス	4,000	1,921.00	7,684,000	
理研計器	100	2,473.00	247,300	
S C R E E Nホールディングス	100	5,490.00	549,000	
キヤノン電子	100	1,752.00	175,200	
タムロン	100	2,026.00	202,600	
HOYA	1,400	10,050.00	14,070,000	

朝日インテック	800	3,065.00	2,452,000
キヤノン	3,800	2,347.50	8,920,500
リコー	1,800	926.00	1,666,800
シチズン時計	1,100	407.00	447,700
メニコン	100	4,845.00	484,500
パラマウントベッドホールディングス	100	4,180.00	418,000
前田工織	100	2,468.00	246,800
バンダイナムコホールディングス	700	6,205.00	4,343,500
SHOEI	100	2,517.00	251,700
フランスベッドホールディングス	200	874.00	174,800
パイロットコーポレーション	100	3,670.00	367,000
エイベックス	200	937.00	187,400
トッパン・フォームズ	200	1,124.00	224,800
フジシールインターナショナル	200	2,165.00	433,000
タカラトミー	400	937.00	374,800
レック	100	1,790.00	179,000
大建工業	100	1,756.00	175,600
凸版印刷	1,000	1,941.00	1,941,000
大日本印刷	1,000	2,637.00	2,637,000
NISSHA	200	1,075.00	215,000
藤森工業	100	3,715.00	371,500
TAKARA & COMPANY	100	1,916.00	191,600
アシックス	600	1,380.00	828,000
ニチハ	100	2,432.00	243,200
エフピコ	100	7,950.00	795,000
ヤマハ	400	5,650.00	2,260,000
ピジョン	400	4,120.00	1,648,000
キングジム	200	954.00	190,800
象印マホービン	200	1,747.00	349,400
リンテック	200	2,624.00	524,800
信越ポリマー	300	937.00	281,100
任天堂	400	45,340.00	18,136,000
三菱鉛筆	100	1,525.00	152,500
タカラスタンダード	200	1,557.00	311,400
コクヨ	300	1,333.00	399,900
ニフコ	300	2,520.00	756,000
オカムラ	300	843.00	252,900
バルカー	100	2,040.00	204,000
伊藤忠商事	4,900	2,353.00	11,529,700
丸紅	7,600	549.20	4,173,920
ヨンドシーホールディングス	100	1,955.00	195,500
長瀬産業	400	1,375.00	550,000
豊田通商	800	3,015.00	2,412,000
オンワードホールディングス	700	391.00	273,700
兼松	300	1,343.00	402,900
美津濃	100	2,167.00	216,700
ファミリーマート	600	2,103.00	1,261,800
三井物産	6,200	1,748.00	10,837,600
日本紙パルプ商事	100	4,110.00	411,000
東京エレクトロン	500	23,880.00	11,940,000

セイコーホールディングス	100	1,959.00	195,900	
山善	300	928.00	278,400	
住友商事	4,500	1,333.00	5,998,500	
日本ユニシス	200	3,385.00	677,000	
三菱商事	4,900	2,491.50	12,208,350	
キヤノンマーケティングジャパン	200	2,330.00	466,000	
佐藤商事	200	943.00	188,600	
菱洋エレクトロ	100	2,710.00	271,000	
東京産業	500	566.00	283,000	
ユアサ商事	100	3,065.00	306,500	
阪和興業	200	2,006.00	401,200	
正栄食品工業	100	4,440.00	444,000	
カナデン	200	1,300.00	260,000	
菱電商事	200	1,537.00	307,400	
ニプロ	600	1,241.00	744,600	
岩谷産業	200	3,765.00	753,000	
イワキ	300	478.00	143,400	
兼松エレクトロニクス	100	3,810.00	381,000	
三愛石油	300	1,099.00	329,700	
稲畑産業	200	1,326.00	265,200	
ゴールドウイン	100	6,690.00	669,000	
ユニ・チャーム	1,400	4,049.00	5,668,600	
デサント	200	1,736.00	347,200	
ワキタ	200	998.00	199,600	
東邦ホールディングス	200	2,091.00	418,200	
サンゲツ	200	1,578.00	315,600	
シナネンホールディングス	100	2,679.00	267,900	
伊藤忠エネクス	300	868.00	260,400	
サンリオ	200	1,932.00	386,400	
リョーサン	100	2,416.00	241,600	
新光商事	200	899.00	179,800	
トーヨー	100	1,896.00	189,600	
三信電気	100	1,769.00	176,900	
東陽テクニカ	200	1,075.00	215,000	
モスフードサービス	100	2,939.00	293,900	
加賀電子	100	2,181.00	218,100	
三益半導体工業	100	2,264.00	226,400	
ソーダニッカ	400	538.00	215,200	
立花エレテック	100	1,740.00	174,000	
木曽路	100	2,568.00	256,800	
S R Sホールディングス	200	926.00	185,200	
千趣会	500	401.00	200,500	
ケーヨー	300	652.00	195,600	
上新電機	100	2,174.00	217,400	
日本瓦斯	100	4,420.00	442,000	
ロイヤルホールディングス	100	2,034.00	203,400	
いなげや	100	1,660.00	166,000	
島忠	200	2,901.00	580,200	
ライフコーポレーション	100	3,365.00	336,500	
リンガーハット	100	2,446.00	244,600	

テンアライド	500	393.00	196,500
A O K Iホールディングス	200	699.00	139,800
オークワ	100	1,551.00	155,100
コメリ	100	2,626.00	262,600
しまむら	100	7,730.00	773,000
高島屋	600	1,047.00	628,200
松屋	200	707.00	141,400
エイチ・ツー・オー リテイリング	400	849.00	339,600
丸井グループ	700	2,139.00	1,497,300
クレディセゾン	500	1,431.00	715,500
アクシアル リテイリング	100	4,215.00	421,500
イオン	2,700	2,419.50	6,532,650
イズミ	100	3,450.00	345,000
平和堂	100	1,948.00	194,800
フジ	100	1,890.00	189,000
ヤオコー	100	7,450.00	745,000
ケーズホールディングス	700	1,457.00	1,019,900
P A L T A C	100	5,000.00	500,000
新生銀行	500	1,489.00	744,500
あおぞら銀行	400	2,138.00	855,200
三菱UFJフィナンシャル・グループ	48,700	469.00	22,840,300
りそなホールディングス	8,100	399.90	3,239,190
三井住友トラスト・ホールディングス	1,300	3,277.00	4,260,100
三井住友フィナンシャルグループ	4,800	3,326.00	15,964,800
千葉銀行	2,500	548.00	1,370,000
群馬銀行	1,600	352.00	563,200
武蔵野銀行	100	1,652.00	165,200
千葉興業銀行	600	269.00	161,400
七十七銀行	300	1,643.00	492,900
青森銀行	100	2,277.00	227,700
東邦銀行	800	236.00	188,800
ふくおかフィナンシャルグループ	600	1,866.00	1,119,600
静岡銀行	1,800	735.00	1,323,000
十六銀行	100	2,133.00	213,300
スルガ銀行	900	440.00	396,000
八十二銀行	1,800	423.00	761,400
大垣共立銀行	100	2,316.00	231,600
福井銀行	100	1,689.00	168,900
北國銀行	100	2,994.00	299,400
滋賀銀行	200	2,572.00	514,400
南都銀行	100	2,241.00	224,100
百五銀行	900	333.00	299,700
京都銀行	300	4,100.00	1,230,000
紀陽銀行	300	1,693.00	507,900
ほくほくフィナンシャルグループ	500	949.00	474,500
広島銀行	1,200	529.00	634,800
山陰合同銀行	600	555.00	333,000
中国銀行	700	1,029.00	720,300
伊予銀行	1,100	656.00	721,600
百十四銀行	100	2,013.00	201,300

阿波銀行	100	2,699.00	269,900
沖縄銀行	100	3,265.00	326,500
琉球銀行	200	960.00	192,000
セブン銀行	2,400	302.00	724,800
みずほフィナンシャルグループ	97,400	143.00	13,928,200
山口フィナンシャルグループ	1,000	672.00	672,000
芙蓉総合リース	100	6,330.00	633,000
みずほリース	100	2,520.00	252,000
東京センチュリー	100	5,520.00	552,000
SBIホールディングス	800	2,345.00	1,876,000
日本証券金融	400	528.00	211,200
アイフル	1,200	266.00	319,200
名古屋銀行	100	2,523.00	252,300
北洋銀行	1,200	227.00	272,400
愛媛銀行	200	1,174.00	234,800
京葉銀行	500	532.00	266,000
東和銀行	200	729.00	145,800
リコーリース	100	3,190.00	319,000
イオンフィナンシャルサービス	400	1,329.00	531,600
アコム	1,500	461.00	691,500
ジャックス	100	1,978.00	197,800
オリエントコーポレーション	1,900	137.00	260,300
日立キャピタル	200	2,493.00	498,600
オリックス	4,400	1,550.00	6,820,000
三菱UFJリース	1,900	566.00	1,075,400
ジャフコ	100	3,820.00	382,000
トモニホールディングス	700	358.00	250,600
大和証券グループ本社	6,100	480.70	2,932,270
野村ホールディングス	12,600	506.40	6,380,640
岡三証券グループ	800	362.00	289,600
丸三証券	300	473.00	141,900
東海東京フィナンシャル・ホールディングス	1,000	273.00	273,000
いちよし証券	300	487.00	146,100
松井証券	400	884.00	353,600
SOMPOホールディングス	1,300	3,876.00	5,038,800
日本取引所グループ	2,000	2,435.00	4,870,000
マネックスグループ	700	240.00	168,000
池田泉州ホールディングス	1,100	174.00	191,400
アニコムホールディングス	100	5,000.00	500,000
MS&ADインシュアランスグループホールディングス	1,800	3,300.00	5,940,000
ソニーフィナンシャルホールディングス	600	2,596.00	1,557,600
第一生命ホールディングス	4,100	1,523.50	6,246,350
東京海上ホールディングス	2,500	5,091.00	12,727,500
イー・ギャランティ	100	2,024.00	202,400
T&Dホールディングス	2,200	1,078.00	2,371,600
三井不動産	3,500	2,282.00	7,987,000
三菱地所	4,900	1,786.50	8,753,850

平和不動産	200	3,095.00	619,000
東京建物	800	1,455.00	1,164,000
ダイビル	300	1,094.00	328,200
京阪神ビルディング	200	1,401.00	280,200
住友不動産	1,600	3,274.00	5,238,400
テーオーシー	300	753.00	225,900
スターツコーポレーション	100	2,227.00	222,700
空港施設	300	447.00	134,100
ゴールドクレスト	100	1,570.00	157,000
リログループ	400	2,452.00	980,800
タカラレーベン	500	383.00	191,500
イオンモール	400	1,558.00	623,200
カチタス	200	2,756.00	551,200
トーセイ	200	1,134.00	226,800
東武鉄道	700	3,865.00	2,705,500
相鉄ホールディングス	300	3,005.00	901,500
東急	1,800	1,721.00	3,097,800
京浜急行電鉄	900	1,789.00	1,610,100
小田急電鉄	1,000	2,677.00	2,677,000
京王電鉄	400	6,350.00	2,540,000
京成電鉄	500	3,690.00	1,845,000
富士急行	100	3,425.00	342,500
東日本旅客鉄道	1,200	8,618.00	10,341,600
西日本旅客鉄道	600	6,807.00	4,084,200
東海旅客鉄道	600	18,715.00	11,229,000
西武ホールディングス	1,000	1,393.00	1,393,000
鴻池運輸	200	1,234.00	246,800
西日本鉄道	200	2,940.00	588,000
ハマキョウレックス	100	3,250.00	325,000
近鉄グループホールディングス	700	5,240.00	3,668,000
阪急阪神ホールディングス	800	3,935.00	3,148,000
南海電気鉄道	400	2,644.00	1,057,600
京阪ホールディングス	300	5,050.00	1,515,000
神戸電鉄	100	3,715.00	371,500
名古屋鉄道	500	3,235.00	1,617,500
山陽電気鉄道	100	2,248.00	224,800
日本通運	200	5,960.00	1,192,000
ヤマトホールディングス	1,200	2,463.00	2,955,600
山九	200	4,410.00	882,000
丸全昭和運輸	100	2,969.00	296,900
センコーグループホールディングス	500	821.00	410,500
ニッコンホールディングス	300	2,316.00	694,800
福山通運	100	3,805.00	380,500
セイノーホールディングス	500	1,492.00	746,000
日立物流	200	2,929.00	585,800
丸和運輸機関	100	2,874.00	287,400
日本郵船	600	1,627.00	976,200
商船三井	400	2,085.00	834,000
川崎汽船	300	1,161.00	348,300
飯野海運	400	354.00	141,600

九州旅客鉄道	600	3,105.00	1,863,000	
S Gホールディングス	700	3,460.00	2,422,000	
日本航空	1,300	2,403.00	3,123,900	
A N Aホールディングス	1,200	2,832.00	3,398,400	
三菱倉庫	200	2,944.00	588,800	
三井倉庫ホールディングス	200	1,593.00	318,600	
住友倉庫	300	1,389.00	416,700	
日本トランスシティ	400	541.00	216,400	
安田倉庫	200	907.00	181,400	
上組	400	2,196.00	878,400	
近鉄エクスプレス	200	1,822.00	364,400	
東京放送ホールディングス	500	1,800.00	900,000	
日本テレビホールディングス	600	1,265.00	759,000	
テレビ朝日ホールディングス	200	1,665.00	333,000	
スカパーJ S A Tホールディングス	700	459.00	321,300	
テレビ東京ホールディングス	100	2,504.00	250,400	
コネクシオ	100	1,470.00	147,000	
日本電信電話	9,400	2,512.00	23,612,800	
K D D I	5,300	3,191.00	16,912,300	
ソフトバンク	6,500	1,374.00	8,931,000	
光通信	100	25,060.00	2,506,000	
N T T ドコモ	5,000	2,890.00	14,450,000	
G M O インターネット	300	2,837.00	851,100	
K A D O K A W A	200	1,777.00	355,400	
学研ホールディングス	100	1,557.00	155,700	
ゼンリン	200	1,360.00	272,000	
東京電力ホールディングス	6,000	373.00	2,238,000	
中部電力	2,200	1,411.50	3,105,300	
関西電力	2,700	1,126.50	3,041,550	
中国電力	1,000	1,464.00	1,464,000	
北陸電力	800	728.00	582,400	
東北電力	1,800	1,094.00	1,969,200	
四国電力	700	839.00	587,300	
九州電力	1,500	925.00	1,387,500	
北海道電力	1,000	453.00	453,000	
沖縄電力	210	1,884.00	395,640	
電源開発	600	2,109.00	1,265,400	
イーレックス	100	1,482.00	148,200	
レノバ	100	975.00	97,500	
東京瓦斯	1,400	2,562.50	3,587,500	
大阪瓦斯	1,400	2,121.00	2,969,400	
東邦瓦斯	300	5,260.00	1,578,000	
西部瓦斯	100	2,590.00	259,000	
静岡ガス	300	997.00	299,100	
松竹	100	14,890.00	1,489,000	
東宝	400	4,060.00	1,624,000	
エイチ・アイ・エス	100	2,036.00	203,600	
エヌ・ティ・ティ・データ	1,900	1,322.00	2,511,800	
共立メンテナンス	100	3,950.00	395,000	
イチネンホールディングス	200	1,269.00	253,800	

建設技術研究所	100	1,828.00	182,800
アインホールディングス	100	6,940.00	694,000
東京都競馬	100	3,745.00	374,500
常磐興産	100	1,528.00	152,800
カナモト	100	2,361.00	236,100
東京ドーム	400	890.00	356,000
D T S	200	2,383.00	476,600
スクウェア・エニックス・ホールディングス	300	5,460.00	1,638,000
シーイーシー	100	1,937.00	193,700
カプコン	300	3,930.00	1,179,000
西尾レントオール	100	2,356.00	235,600
日本空港ビルデング	200	5,060.00	1,012,000
トランス・コスモス	100	2,478.00	247,800
乃村工藝社	400	1,016.00	406,400
ジャステック	200	1,216.00	243,200
S C S K	200	5,510.00	1,102,000
藤田観光	100	1,926.00	192,600
日本管財	100	1,895.00	189,500
トーカイ	100	2,665.00	266,500
セコム	700	9,619.00	6,733,300
セントラル警備保障	100	4,660.00	466,000
アイネス	100	1,357.00	135,700
丹青社	200	817.00	163,400
メイテック	100	5,540.00	554,000
T K C	100	5,730.00	573,000
富士ソフト	100	4,410.00	441,000
応用地質	200	1,374.00	274,800
船井総研ホールディングス	200	2,588.00	517,600
N S D	300	1,735.00	520,500
コナミホールディングス	300	3,905.00	1,171,500
ベネッセホールディングス	200	2,932.00	586,400
イオンディライト	100	3,230.00	323,000
ニチイ学館	100	1,600.00	160,000
ダイセキ	200	2,850.00	570,000
ステップ	100	1,516.00	151,600
日鉄物産	100	3,740.00	374,000
トラスコ中山	200	2,655.00	531,000
ヤマダ電機	2,200	571.00	1,256,200
オートバックスセブン	300	1,457.00	437,100
ニトリホールディングス	300	19,320.00	5,796,000
グルメ杵屋	200	995.00	199,000
吉野家ホールディングス	300	2,424.00	727,200
加藤産業	100	3,795.00	379,500
イエローハット	200	1,510.00	302,000
J B C Cホールディングス	100	1,639.00	163,900
サガミホールディングス	200	1,274.00	254,800
ミロク情報サービス	100	2,523.00	252,300
杉本商事	100	1,904.00	190,400
因幡電機産業	200	2,502.00	500,400

王将フードサービス	100	6,270.00	627,000	
プレナス	100	1,844.00	184,400	
ミニストップ	100	1,567.00	156,700	
アークス	100	2,201.00	220,100	
パローホールディングス	200	2,200.00	440,000	
ミスミグループ本社	900	2,943.00	2,648,700	
大 庄	100	1,398.00	139,800	
ファーストリテイリング	100	66,040.00	6,604,000	
ソフトバンクグループ	5,600	5,355.00	29,988,000	
スズケン	300	4,020.00	1,206,000	
サンドラッグ	300	3,555.00	1,066,500	
ベルーナ	300	641.00	192,300	
合計	840,510		1,639,310,180	

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第 2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第 3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

令和2年6月30日現在

資産総額	1,671,483,840円
負債総額	630,456円
純資産総額(-)	1,670,853,384円
発行済数量	1,334,012,641口
1口当たり純資産額(/)	1.2525円

(参考)

MHAMトピックスマザーファンド

令和2年6月30日現在

資産総額	1,673,512,934円
負債総額	2,971,980円
純資産総額(-)	1,670,540,954円
発行済数量	966,716,571口
1口当たり純資産額(/)	1.7281円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等名簿

該当事項はありません。

(3) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡制限

譲渡制限はありません。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記の申請のある場合には、上記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額(2020年6月30日現在)

資本金の額	20億円
発行する株式総数	100,000株 (普通株式 上限100,000株、A種種類株式 上限30,000株)
発行済株式総数	40,000株 (普通株式24,490株、A種種類株式15,510株)
種類株式の発行が可能	

直近5カ年の資本金の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の機構(2020年6月30日現在)

会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。

取締役は株主総会で選任されます。取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した取締役(監査等委員である取締役を除く。)の補欠として選任された取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、現任取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期の満了の時までとします。

また、監査等委員である取締役の任期は、その選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、決議によって代表取締役を選定します。代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を定めることができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長があたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

投資運用の意思決定機構

1. 投資環境見直しおよび運用方針の策定

経済環境見直し、資産別市場見直し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

2.運用計画、売買計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

2020年6月30日現在、委託会社の運用する投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除く）

基本的性格	本数	純資産総額（単位：円）
追加型公社債投資信託	26	1,323,999,246,050
追加型株式投資信託	858	13,221,868,526,595
単位型公社債投資信託	36	92,360,845,213
単位型株式投資信託	186	1,190,816,034,444
合計	1,106	15,829,044,652,302

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
2. 財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき第35期事業年度（自2019年4月1日至2020年3月31日）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第34期 (2019年3月31日現在)	第35期 (2020年3月31日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金	41,087,475	32,932,013
金銭の信託	18,773,228	28,548,165
有価証券	153,518	996
未収委託者報酬	12,438,085	11,487,393
未収運用受託報酬	3,295,109	4,674,225
未収投資助言報酬	327,064	331,543
未収収益	56,925	11,674
前払費用	573,874	480,129
その他	491,914	2,815,351
流動資産計	77,197,195	81,281,494
固定資産		
有形固定資産	1,461,316	1,278,455
建物	1 1,096,916	1 1,006,793
器具備品	1 364,399	1 270,768
建設仮勘定	-	894
無形固定資産	2,411,540	3,524,781
ソフトウェア	885,545	3,299,065
ソフトウェア仮勘定	1,522,040	221,784
電話加入権	3,931	3,931
電信電話専用施設利用権	23	-
投資その他の資産	9,269,808	9,482,127
投資有価証券	1,611,931	261,361
関係会社株式	4,499,196	5,299,196
長期差入保証金	1,312,328	1,302,402
繰延税金資産	1,748,459	2,508,004
その他	97,892	111,162
固定資産計	13,142,665	14,285,364
資産合計	90,339,861	95,566,859

(単位:千円)

	第34期 (2019年3月31日現在)	第35期 (2020年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	2,183,889	3,702,906
未払金	5,697,942	4,803,140
未払収益分配金	1,053	966
未払償還金	48,968	9,999
未払手数料	4,883,723	4,582,140
その他未払金	764,196	210,034
未払費用	6,724,986	6,673,320
未払法人税等	3,341,238	4,090,268
未払消費税等	576,632	1,338,183
賞与引当金	1,344,466	1,373,328
役員賞与引当金	48,609	65,290
流動負債計	19,917,766	22,046,438
固定負債		
退職給付引当金	1,895,158	2,118,947
時効後支払損引当金	177,851	174,139
固定負債計	2,073,009	2,293,087
負債合計	21,990,776	24,339,526
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000,000	2,000,000
資本剰余金	19,552,957	19,552,957
資本準備金	2,428,478	2,428,478
その他資本剰余金	17,124,479	17,124,479
利益剰余金	45,949,372	49,674,383
利益準備金	123,293	123,293
その他利益剰余金	45,826,079	49,551,090
別途積立金	31,680,000	31,680,000
繰越利益剰余金	14,146,079	17,871,090
株主資本計	67,502,329	71,227,341
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	846,755	7
評価・換算差額等計	846,755	7
純資産合計	68,349,085	71,227,333
負債・純資産合計	90,339,861	95,566,859

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	第34期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		第35期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
	営業収益			
委託者報酬	84,812,585		84,426,075	
運用受託報酬	16,483,356		16,912,305	
投資助言報酬	1,235,553		1,208,954	
その他営業収益	113,622		68,156	
営業収益計		102,645,117		102,615,492
営業費用				
支払手数料	36,100,556		34,980,736	
広告宣伝費	387,028		340,791	
公告費	375		375	
調査費	24,389,003		25,132,268	
調査費	9,956,757		10,586,542	
委託調査費	14,432,246		14,545,725	
委託計算費	936,075		698,723	
営業雑経費	1,254,114		990,002	
通信費	47,007		44,209	
印刷費	978,185		738,330	
協会費	63,558		71,386	
諸会費	22,877		22,790	
支払販売手数料	142,485		113,286	
営業費用計		63,067,153		62,142,897
一般管理費				
給料	10,859,354		10,817,861	
役員報酬	189,198		174,795	
給料・手当	9,098,957		9,087,800	
賞与	1,571,197		1,555,264	
交際費	60,115		40,436	
寄付金	7,255		8,906	
旅費交通費	361,479		320,037	
租税公課	588,172		651,265	
不動産賃借料	1,511,876		1,479,503	
退職給付費用	521,184		505,189	
固定資産減価償却費	590,667		882,526	
福利厚生費	45,292		44,352	
修繕費	16,247		1,843	
賞与引当金繰入額	1,344,466		1,373,328	
役員賞与引当金繰入額	48,609		65,290	
機器リース料	130		233	
事務委託費	3,302,806		3,625,424	
事務用消耗品費	131,074		104,627	
器具備品費	8,112		1,620	
諸経費	188,367		197,094	
一般管理費計		19,585,212		20,119,543
営業利益		19,992,752		20,353,050

(単位:千円)

	第34期 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		第35期 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
営業外収益				
受取利息	1,749		4,440	
受取配当金	73,517		11,185	
時効成立分配金・償還金	8,582		49,164	
投資信託償還益	-		5,528	
受取負担金	177,066		297,886	
雑収入	24,919		7,394	
時効後支払損引当金戻入額	19,797		3,473	
営業外収益計		305,633		379,073
営業外費用				
為替差損	17,542		19,750	
投資信託償還損	-		1	
金銭の信託運用損	175,164		169,505	
システム解約料	-		31,680	
雑損失	5,659		104	
営業外費用計		198,365		221,042
経常利益		20,100,019		20,511,082
特別利益				
投資有価証券売却益	353,644		1,169,758	
特別利益計		353,644		1,169,758
特別損失				
固定資産除却損	1 19,121		1 16,085	
特別損失計		19,121		16,085
税引前当期純利益		20,434,543		21,664,754
法人税、住民税及び事業税		6,386,793		7,045,579
法人税等調整額		71,767		385,835
法人税等合計		6,315,026		6,659,743
当期純利益		14,119,516		15,005,011

(3)【株主資本等変動計算書】

第34期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金			
						別途 積立金	研究開発 積立金	運用責任準備 積立金	繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	24,580,000	300,000	200,000	19,146,562
当期変動額									
剰余金の配当									12,520,000
当期純利益									14,119,516
別途積立金の積立						7,100,000			
研究開発積立金の取崩							300,000		
運用責任準備積立金の取崩								200,000	
繰越利益剰余金の取崩									6,600,000
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)									
当期変動額合計	-	-	-	-	-	7,100,000	300,000	200,000	5,000,483
当期末残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	31,680,000	-	-	14,146,079

	株主資本		評価・換算差額等		純資産 合計
	利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	44,349,855	65,902,812	795,002	795,002	66,697,815
当期変動額					
剰余金の配当	12,520,000	12,520,000			12,520,000
当期純利益	14,119,516	14,119,516			14,119,516
別途積立金の積立	7,100,000	7,100,000			7,100,000
研究開発積立金の取崩	300,000	300,000			300,000
運用責任準備積立金の取崩	200,000	200,000			200,000
繰越利益剰余金の取崩	6,600,000	6,600,000			6,600,000
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			-	51,753	51,753
当期変動額合計	1,599,516	1,599,516	51,753	51,753	1,651,270
当期末残高	45,949,372	67,502,329	846,755	846,755	68,349,085

第35期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			株主資本合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計		その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
					別途 積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	31,680,000	14,146,079	45,949,372	67,502,329
当期変動額									
剰余金の配当							11,280,000	11,280,000	11,280,000
当期純利益							15,005,011	15,005,011	15,005,011
株主資本以外の 項目の当期 変動額(純額)									-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	3,725,011	3,725,011	3,725,011
当期末残高	2,000,000	2,428,478	17,124,479	19,552,957	123,293	31,680,000	17,871,090	49,674,383	71,227,341

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	846,755	846,755	68,349,085
当期変動額			
剰余金の配当			11,280,000
当期純利益			15,005,011
株主資本以外の 項目の当期 変動額(純額)	846,763	846,763	846,763
当期変動額合計	846,763	846,763	2,878,247
当期末残高	7	7	71,227,333

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 ：移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 時価のあるもの：決算日の市場価格等に基づく時価法 （評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定） 時価のないもの：移動平均法による原価法</p>
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用しております。 ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。</p>
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金は、役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。</p> <p>退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> <p>数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を費用処理しております。</p> <p>数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年または10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金は、時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p>
6. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

(千円)

	第34期 (2019年3月31日現在)	第35期 (2020年3月31日現在)
建物	229,897	320,020
器具備品	927,688	949,984

(損益計算書関係)

1. 固定資産除却損の内訳

(千円)

	第34期 (自2018年4月1日 至2019年3月31日)	第35期 (自2019年4月1日 至2020年3月31日)
建物	1,550	-
器具備品	439	9,609
ソフトウエア	17,130	6,475

(株主資本等変動計算書関係)

第34期(自2018年4月1日至2019年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	24,490	-	-	24,490
A種種類株式	15,510	-	-	15,510
合計	40,000	-	-	40,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総 額(千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2018年6月20日 定時株主総会	普通株式	12,520,000	313,000	2018年3月31日	2018年6月21日
	A種種類 株式				

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の総 額(千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月20日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	11,280,000	282,000	2019年3月31日	2019年6月21日
	A種種 類株式					

第35期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	24,490	-	-	24,490
A種種類株式	15,510	-	-	15,510
合計	40,000	-	-	40,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総 額(千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2019年6月20日 定時株主総会	普通株式	11,280,000	282,000	2019年3月31日	2019年6月21日
	A種種類 株式				

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
2020年6月17日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議	株式の 種類	配当の 原資	配当金の総 額(千円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月17日 定時株主総会	普通 株式	利益 剰余金	12,000,000	300,000	2020年3月31日	2020年6月18日
	A種種 類株式					

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するため、当該投資信託を特定金外信託を通じて、または直接保有しております。なお、特定金外信託を通じて行っているデリバティブ取引は後述するリスクを低減する目的で行っております。当該デリバティブ取引は、実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

金銭の信託の主な内容は、当社運用ファンドの安定運用を主な目的として資金投入した投資信託及びデリバティブ取引であります。金銭の信託に含まれる投資信託は為替及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（為替予約取引、株価指数先物取引及び債券先物取引）を利用して一部リスクを低減しております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主にその他有価証券（投資信託）、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、1年以内の支払期日であります。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金の預入先については、余資運用規程に従い、格付けの高い預入先に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を把握する体制としております。

有価証券及び投資有価証券の発行体の信用リスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

組織規程における分掌業務の定めに基づき、リスク管理担当所管にて、取引残高、損益及びリスク量等の実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

取引実行担当所管からの報告に基づき、資金管理担当所管が資金繰りを確認するとともに、十分な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません(注2)参照)。

第34期(2019年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	41,087,475	41,087,475	-
(2) 金銭の信託	18,773,228	18,773,228	-
(3) 未収委託者報酬	12,438,085	12,438,085	-
(4) 未収運用受託報酬	3,295,109	3,295,109	-
(5) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	1,488,684	1,488,684	-
資産計	77,082,582	77,082,582	-
(1) 未払手数料	4,883,723	4,883,723	-
負債計	4,883,723	4,883,723	-

第35期(2020年3月31日現在)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	32,932,013	32,932,013	-
(2) 金銭の信託	28,548,165	28,548,165	-
(3) 未収委託者報酬	11,487,393	11,487,393	-
(4) 未収運用受託報酬	4,674,225	4,674,225	-
(5) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	2,988	2,988	-
資産計	77,644,787	77,644,787	-
(1) 未払手数料	4,582,140	4,582,140	-
負債計	4,582,140	4,582,140	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金・預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券について、投資信託は基準価額によっております。また、デリバティブ取引は取引相手先金融機関より提示された価格によっております。

(3) 未収委託者報酬及び(4) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価額によっております。

負債

(1) 未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(千円)

区分	第34期 (2019年3月31日現在)	第35期 (2020年3月31日現在)
非上場株式	276,764	259,369
関係会社株式	4,499,196	5,299,196

非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

関係会社株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第34期(2019年3月31日現在)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 現金・預金	41,087,475	-	-	-
(2) 金銭の信託	18,773,228	-	-	-
(3) 未収委託者報酬	12,438,085	-	-	-
(4) 未収運用受託報酬	3,295,109	-	-	-
(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券(投資信託)	153,518	1,995	996	-

第35期(2020年3月31日現在)

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
(1) 現金・預金	32,932,013	-	-	-
(2) 金銭の信託	28,548,165	-	-	-
(3) 未収委託者報酬	11,487,393	-	-	-
(4) 未収運用受託報酬	4,674,225	-	-	-
(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券(投資信託)	996	994	997	-

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

関係会社株式(第34期の貸借対照表計上額4,499,196千円、第35期の貸借対照表計上額5,299,196千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載していません。

2. その他有価証券

第34期(2019年3月31日現在)

(千円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	1,326,372	111,223	1,215,148
投資信託	158,321	153,000	5,321
小計	1,484,694	264,223	1,220,470
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
投資信託	3,990	4,000	9
小計	3,990	4,000	9
合計	1,488,684	268,223	1,220,460

(注)非上場株式(貸借対照表計上額276,764千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

第35期(2020年3月31日現在)

(千円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの			
株式	-	-	-
投資信託	-	-	-
小計			
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの			
株式	-	-	-
投資信託	2,988	3,000	11
小計	2,988	3,000	11
合計	2,988	3,000	11

(注)非上場株式(貸借対照表計上額259,369千円)については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 当該事業年度中に売却したその他有価証券

第34期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	394,222	353,644	-
投資信託	-	-	-

第35期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

区分	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株式	1,298,377	1,169,758	-
投資信託	159,526	5,528	1

(注) 投資信託の「売却額」、「売却益の合計額」及び「売却損の合計額」は、償還によるものであります。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度(非積立型制度であります)を採用しております。確定拠出型の制度としては確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(千円)

	第34期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	第35期 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
退職給付債務の期首残高	2,154,607	2,289,044
勤務費用	300,245	302,546
利息費用	1,918	2,087
数理計算上の差異の発生額	10,147	18,448
退職給付の支払額	158,018	187,749
その他	438	1,476
退職給付債務の期末残高	2,289,044	2,422,901

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(千円)

	第34期 (2019年3月31日現在)	第35期 (2020年3月31日現在)
非積立型制度の退職給付債務	2,289,044	2,422,901
未積立退職給付債務	2,289,044	2,422,901
未認識数理計算上の差異	150,568	130,155
未認識過去勤務費用	243,317	173,798
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,895,158	2,118,947
退職給付引当金	1,895,158	2,118,947
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,895,158	2,118,947

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(千円)

	第34期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	第35期 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
勤務費用	300,245	302,546
利息費用	1,918	2,087
数理計算上の差異の費用処理額	43,920	38,861
過去勤務費用の費用処理額	69,519	69,519
その他	3,640	11,303
確定給付制度に係る退職給付費用	411,963	401,711

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第34期 (2019年3月31日現在)	第35期 (2020年3月31日現在)
割引率	0.09%	0.09%
予想昇給率	1.00% ~ 4.42%	1.00% ~ 4.42%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度104,720千円、当事業年度103,477千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第34期	第35期
	(2019年3月31日現在)	(2020年3月31日現在)
	(千円)	(千円)
繰延税金資産		
未払事業税	173,805	221,053
未払事業所税	10,915	10,778
賞与引当金	411,675	420,513
未払法定福利費	80,253	78,439
未払給与	7,961	10,410
受取負担金	138,994	47,781
運用受託報酬	102,490	331,395
資産除去債務	10,152	14,116
減価償却超過額(一括償却資産)	4,569	50,942
減価償却超過額	125,839	82,684
繰延資産償却超過額(税法上)	135,542	323,132
退職給付引当金	580,297	648,821
時効後支払損引当金	54,458	53,321
ゴルフ会員権評価損	7,360	7,360
関係会社株式評価損	166,740	166,740
投資有価証券評価損	28,976	28,976
その他	29,494	11,532
その他有価証券評価差額金	-	3
繰延税金資産小計	2,069,527	2,508,004
評価性引当額	-	-
繰延税金資産合計	2,069,527	2,508,004
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	321,067	-
繰延税金負債合計	321,067	-
繰延税金資産の純額	1,748,459	2,508,004

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳
 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

（企業結合等関係）

当社（以下「AMOne」という）は、2016年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社（以下「DIAM」という）、みずほ投信投資顧問株式会社（以下「MHAM」という）、みずほ信託銀行株式会社（以下「TB」という）及び新光投信株式会社（以下「新光投信」という）（以下総称して「統合4社」という）間の「統合契約書」に基づき、2016年10月1日付で統合いたしました。

1. 結合当事企業

結合当事企業	DIAM	MHAM	TB	新光投信
事業の内容	投資運用業務、投資助言・代理業務	投資運用業務、投資助言・代理業務	信託業務、銀行業務、投資運用業務	投資運用業務、投資助言・代理業務

2. 企業結合日

2016年10月1日

3. 企業結合の方法

MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

4. 結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

5. 企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）及び第一生命ホールディングス株式会社（以下「第一生命」という）の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

6. 合併比率

「3. 企業結合の方法」の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

会社名	DIAM （存続会社）	MHAM （消滅会社）
合併比率（*）	1	0.0154

（*）普通株式と種類株式を合算して算定しております。

7. 交付した株式数

「3. 企業結合の方法」の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないIA種類株式15,510株を交付しました。

8. 経済的持分比率（議決権比率）

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率 50.00%

MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率 20.00%

MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率 70.00%

なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

9. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3. 企業結合の方法」の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

10. 会計処理

「企業結合に関する会計基準」(企業結合会計基準第21号 平成25年9月13日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分)に基づき、「3. 企業結合の方法」の吸収合併及びの吸収分割については共通支配下の取引として処理し、の吸収合併については逆取得として処理しております。

11. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項

(1) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	MHAMの普通株式	144,212,500千円
取得原価		144,212,500千円

(2) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a. 発生したのれん	金額	76,224,837千円
b. 発生原因	被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額によります。	
c. のれんの償却方法及び償却期間	20年間の均等償却	

(3) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a. 資産の額	資産合計	40,451,657千円
	うち現金・預金	11,605,537千円
	うち金銭の信託	11,792,364千円
b. 負債の額	負債合計	9,256,209千円
	うち未払手数料及び未払費用	4,539,592千円

(注) 顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額には含まれておりません。

(4) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

a. 無形固定資産に配分された金額	53,030,000千円
b. 主要な種類別の内訳	
顧客関連資産	53,030,000千円
c. 全体及び主要な種類別の加重平均償却期間	
顧客関連資産	16.9年

12. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

(1) 貸借対照表項目

	第34期 (2019年3月31日現在)	第35期 (2020年3月31日現在)
流動資産	- 千円	- 千円
固定資産	104,326,078千円	94,605,736千円
資産合計	104,326,078千円	94,605,736千円
流動負債	- 千円	- 千円
固定負債	10,571,428千円	8,278,713千円
負債合計	10,571,428千円	8,278,713千円
純資産	93,754,650千円	86,327,023千円

(注) 固定資産及び資産合計には、のれん及び顧客関連資産の金額が含まれております。

のれん	66,696,733千円	62,885,491千円
顧客関連資産	39,959,586千円	34,810,031千円

(2) 損益計算書項目

	第34期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	第35期 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
営業収益	- 千円	- 千円
営業利益	9,043,138千円	8,954,439千円
経常利益	9,043,138千円	8,954,439千円
税引前当期純利益	9,091,728千円	9,111,312千円
当期純利益	7,489,721千円	7,536,465千円
1株当たり当期純利益	187,243円04銭	188,411円64銭
(注) 営業利益には、のれん及び顧客関連資産の償却額が含まれております。		
のれんの償却額	3,811,241千円	3,811,241千円
顧客関連資産の償却額	5,241,252千円	5,149,555千円

(資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金(敷金)が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

第34期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)及び第35期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(1) サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

第34期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当はありません。

第35期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当はありません。

(2) 子会社及び関連会社等

第34期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当はありません。

第35期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当はありません。

(3) 兄弟会社等

第34期(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容又 は職業	議決権 等の所 有(被 所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員 の兼 任等	事業 上 の関 係				
親 会 社 の 子 会 社	株式会社 みずほ銀 行	東京都 千代田 区	14,040 億円	銀行業	-	-	当社設定 投資信託 の販売	投資信託の 販売代行手 数料	6,048,352	未払 手数料	915,980
								子会社株式 の取得	1,270,000	-	-
子 会 社	みずほ証 券株式会 社	東京都 千代田 区	1,251 億円	証券業	-	-	当社設定 投資信託 の販売	投資信託の 販売代行手 数料	10,215,017	未払 手数料	1,670,194

第35期(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容又 は職業	議決権 等の所 有(被 所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員 の兼 任等	事業 上 の関 係				
親 会 社 の 子 会 社	株式会社 みずほ銀 行	東京都 千代田 区	14,040 億円	銀行業	-	-	当社設定 投資信託 の販売	投資信託の 販売代行手 数料	5,793,912	未払 手数料	1,112,061
								子会社株式 の取得	10,294,840	未払 手数料	1,231,431
子 会 社	みずほ証 券株式会 社	東京都 千代田 区	1,251 億円	証券業	-	-	当社設定 投資信託 の販売	投資信託の 販売代行手 数料	10,294,840	未払 手数料	1,231,431

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 子会社株式の取得は、独立した第三者機関により算定された価格を基礎として協議の上、合理的に決定しております。

(注3) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ
(東京証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません。

(1株当たり情報)

	第34期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	第35期 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産額	1,708,727円13銭	1,780,683円32銭
1株当たり当期純利益金額	352,987円92銭	375,125円27銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第34期 (自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日)	第35期 (自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日)
当期純利益金額	14,119,516千円	15,005,011千円
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額	-	-
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る当期純利益金額	14,119,516千円	15,005,011千円
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数	40,000株	40,000株
(うち普通株式)	(24,490株)	(24,490株)
(うちA種種類株式)	(15,510株)	(15,510株)

(注1) A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項
該当事項はありません。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名称	みずほ信託銀行株式会社
資本金の額	247,369百万円（2019年3月末日現在）
事業の内容	日本において銀行業務および信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

販売会社の名称、資本金の額および事業内容は以下の通りです。

名 称	資本金の額 (単位:百万円)	事 業 の 内 容
株式会社北都銀行	12,500	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社荘内銀行	8,500	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社北越銀行（ 1）	24,538	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社北陸銀行（ 1）	140,409	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社静岡銀行	90,845	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社筑邦銀行（ 1）	8,000	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社佐賀銀行（ 1）	16,062	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社琉球銀行（ 1）	56,967	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社北洋銀行（ 1）	121,101	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社愛知銀行	18,000	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社第三銀行（ 1）	37,461	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社高知銀行（ 1）	19,544	日本において銀行業務を営んでおります。
株式会社SBI証券	48,323	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
北洋証券株式会社（ 1）	3,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
楽天証券株式会社	7,495	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。
SMB C日興証券株式会社	10,000	「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでおります。

（注）資本金の額は、2019年3月末日現在

（注）確定拠出年金向けの取扱販売会社を含みます。

（ 1）新規の取得のお申込みのお取扱いを行っておりません。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

当ファンドの受託会社として、信託財産を保管・管理し、受益権設定にかかる振替機関への通知等を行います。

(2) 販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付けならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払等を行います。

3【資本関係】

該当事項はありません。
持株比率5%以上を記載します。

第3【その他】

(1)目論見書の表紙等にロゴ・マーク、図案を使用し、ファンドの基本的性格を記載する場合があります。また、以下の内容を記載することがあります。

- ・金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である旨
- ・委託会社の金融商品取引業者登録番号
- ・詳細情報の入手方法
委託会社のホームページアドレス、電話番号および受付時間など
請求目論見書の入手方法およびファンドの投資信託約款の全文が請求目論見書に掲載されている旨
- ・目論見書の使用開始日
- ・届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。
届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法
届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日
- ・ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認する旨
- ・投資信託の財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されている旨
- ・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨
- ・「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください」との趣旨を示す記載

(2)有価証券届出書第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」に記載の内容について、投資家の理解を助けるため、その内容を説明した図表等を付加して目論見書のその内容に関する箇所に記載することがあります。また、第二部「ファンド情報」第1「ファンドの状況」5「運用状況」について、有価証券届出書提出後の随時入手可能な直近の情報および同情報についての表での表示に加えて、グラフで表示した情報を目論見書に記載することがあります。

(3)投資信託説明書（請求目論見書）に約款の全文を掲載します。

(4)目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。

(5)目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用することがあります。

(6)投信評価機関、投信評価会社などによる評価を取得・使用することがあります。

独立監査人の監査報告書

2020年5月27日

アセットマネジメントOne株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山野 浩 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長谷川 敬 印

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第35期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。

独立監査人の監査報告書

令和2年7月22日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御 中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 山野 浩 印
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているMHAMトピックスファンドの令和1年6月11日から令和2年6月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MHAMトピックスファンドの令和2年6月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1）上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2）XBRLデータは監査の対象には含まれておりません。